

公立大学の法人化を契機とした特色ある取組

平成16（2004）年4月に公立大学法人制度が創設され、設置者である地方公共団体の判断に基づき、現在22法人が設立されているところであるが、公立大学の法人化を契機とした特色ある取組状況等について把握するため、下記のとおりアンケート調査を行った。

調査時点：平成19（2007）年1月1日現在

調査対象：16（2004）、17（2005）年度に設立した公立大学法人（7法人）及びその設立団体

公立大学法人国際教養大学、公立大学法人岩手県立大学、
公立大学法人首都大学東京、公立大学法人横浜市立大学、
公立大学法人大阪府立大学、公立大学法人北九州市立大学、
長崎県公立大学法人

18（2006）年度に設立した公立大学法人（15法人）

公立大学法人札幌市立大学、公立大学法人秋田県立大学、
公立大学法人福島県立医科大学、公立大学法人会津大学、
公立大学法人名古屋市立大学、公立大学法人滋賀県立大学、
公立大学法人大阪市立大学、公立大学法人和歌山県立医科大学、
公立大学法人山口県立大学、公立大学法人九州歯科大学、
公立大学法人福岡県立大学、公立大学法人福岡女子大学、
公立大学法人熊本県立大学、公立大学法人大分県立看護科学大学、
公立大学法人大分県立芸術文化短期大学

調査事項：公立大学法人の評価結果・課題等（7法人及びその設立団体）

公立大学の法人化を契機とした特色ある取組・課題等（22法人）

調査結果：回答率100%

アンケート調査結果をもとに、各公立大学の法人化を契機とした特色ある取組事例等をまとめると、以下のとおりである。なお、「各公立大学法人の評価結果等」においては、平成16（2004）、17（2005）年度に設立した公立大学法人及びその設立団体からの回答をもとに、「各公立大学法人の特色ある取組」においては、平成18（2006）年度に設立した公立大学法人からの回答を中心として取りまとめていることに留意いただきたい。

（法人化を契機とした取組等は、各法人が中期計画等に基づき実施するものであり、以下に取り上げる取組を一律にすべて行うべきと考えているものではない。）

各公立大学法人の評価結果等

1 評価委員会の体制等

公立大学法人化に伴い、地方独立行政法人法に基づき地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置することとなるが、各評価委員会の体制をみると、地方独立行政法人全体の評価委員会として設置している場合と公立大学法人専門の評価委員会として設置している場合の双方が存在し、委員の構成は、大学関係者に限らず、民間企業の役員等、公認会計士などと多岐にわたっている。また、開催状況としては、年に3～5回程度開催するのが通例となっている。

なお、各設立団体において評価委員会を運営するに当たり、2ヶ月程度の短期間で評価結果をまとめる必要があり、同委員会の委員に多大な負担を要することとなるため、法人（大学）の状況を把握できるように、評価に先立ち、キャンパス視察や理事長・学長等との意見交換会、業務実績報告書について個別委員への個別質問、具体的な評価方法に関する勉強会の開催など、負担軽減に努めていることがうかがえた。その他、電子メールの活用による評価書類の作成など、評価に要する時間をできるだけ確保することにより、解消を図っている法人もあった。

【各設立団体の事例】

（秋田県）

秋田県地方独立行政法人評価委員会（地方独立行政法人全体の評価委員会を設置しているが、現時点では公立大学法人以外の評価は行っていない。）

区 分	分 野	現 職
教育研究	国立大学関係者	国立大学法人秋田大学副学長
教育研究	私立大学関係者	国際基督教大学財務理事総務副学長
教育研究	私立大学関係者	秋田経済法科大学助教授
財務会計	公認会計士	公認会計士
法人運営	財団法人役員	財団法人秋田経済研究所理事参与

- ・実施回数：1回（16年度）、5回（17年度）、4回（18年度）
- ・開催状況：4月（16年度）
6月、7月、8月（2回）、2月（17年度）
6月、7月、8月（2回）（18年度）

（岩手県）

岩手県地方独立行政法人評価委員会（地方独立行政法人全体の評価委員会を設置しているが、特段分科会に分けて審議を行っていない。）

区 分	分 野	現 職
教育研究	国立大学関係者	県立博物館館長（前岩手大学学長）
教育研究	国立大学関係者	秋田大学理事兼副学長
法人運営	学識経験者（政策評価）	普代村教育長
地域貢献	地域団体関係者	NPO法人アライイング 常務理事兼事務局長
法人運営	学識経験者（政策評価）	株式会社邑計画事務所代表取締役
教育研究	私立大学関係者	盛岡大学理事

- ・実施回数：3回（16年度）、1回（17年度）、1回（18年度）
- ・開催状況：11月、12月、2月（16年度）、2月（17年度）、8月（18年度）

（東京都）

東京都地方独立行政法人評価委員会（地方独立行政法人全体の評価委員会を設置し、委員会に「試験研究分科会」及び「公立大学分科会」を置いている。）

区 分	分 野	現 職
教育研究	私立大学関係者	東京電機大学学長
教育研究	国立大学関係者	東京大学副学長（理事）
教育研究	私立大学関係者	京都造形芸術大学学長
教育研究	学識経験者	前東京都立保健科学大学学長
法人運営	民間企業関係者	株式会社NTTデータ相談役
法人運営	民間企業関係者	日本経済新聞社論説委員
財務会計	公認会計士	日本公認会計士協会常務理事

- ・実施回数：3回（16年度）、5回（17年度）、4回（18年度）
- ・開催状況：10月、1月、2月（16年度）
4月、5月、6月、12月、2月（17年度）
5月、7月、8月（2回）（18年度）

（横浜市）

横浜市公立大学法人評価委員会（公立大学法人専門の評価委員会）

区 分	分 野	現 職
教育研究	私立大学関係者	日本女子大学副学長
教育研究	公立大学関係者	神奈川県立外語短期大学学長
財務会計	公認会計士	日本公認会計士協会神奈川県会長
教育研究・法人運営	学識経験者	国立国際医療センター研究所所長
法人運営・地域貢献	企業経営者	横浜商工会議所副会長

- ・実施回数：2回（16年度）、3回（17年度）、4回（18年度）
- ・開催状況：12月、1月（16年度）
4月、9月、11月（17年度）
4月、7月（2回）、8月（18年度）

（大阪府）

大阪府地方独立行政法人評価委員会（地方独立行政法人全体の評価委員会を設置し、委員会に「大学部会」と「病院部会」を置いている。）

区分	分野	現職
法人運営・教育研究	私立大学関係者	摂南大学経営情報学部教授
法人運営・教育研究	公立大学法人関係者	公立大学法人大阪市立大学大学院創造都市研究科助教授
民間企業	企業経営者・役員	大阪ガス株式会社顧問
財務会計	公認会計士	公認会計士
法人運営・教育研究	私立大学関係者	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授

- ・実施回数：3回（16年度）、6回（17年度）、5回（18年度）
- ・開催状況：12月、1月、2月（16年度）
4月、7月、8月、11月、12月、2月（17年度）
6月、7月、8月（3回）（18年度）
18年度は、委員会・大学部会（病院部会を除く）の開催状況を記載

（北九州市）

北九州市地方独立行政法人評価委員会（地方独立行政法人全体の評価委員会を設置しているが、現在、他に地方独立行政法人を設置しておらず、公立大学法人北九州市立大学に関する業務のみを所掌している。なお、分科会等の下部の審議組織は設置していない。）

区分	分野	現職
教育研究	私立大学関係者	福岡大学商学部教授
教育研究	元国立大学関係者	独立行政法人産業技術総合研究所理事
法人運営	企業経営者	株式会社洋建築計画事務所代表取締役
財務会計	公認会計士	福地公認会計士事務所 公認会計士
地域貢献	マスコミ	株式会社スポーツニッポン新聞社顧問

- ・実施回数：2回（16年度）、7回（17年度）、6回（18年度）
- ・開催状況：2月、3月（16年度）

4月、5月、7月、8月、10月、2月、3月（17年度）
4月、6月（2回）、7月（2回）、8月（18年度）

（長崎県）

長崎県公立大学法人評価委員会（公立大学法人専門の評価委員会）

区 分	分 野	現 職
教育研究	大学関係者、学識経験者	国立大学法人大学院教授
教育研究	大学関係者、学識経験者	公立大学教授
教育研究	大学関係者、学識経験者	大学客員教授
財務会計	公認会計士、税理士	公認会計士
法人運営	私立大学経営者	学校法人理事長
民間企業	民間企業関係者	地方銀行最高顧問
民間企業	民間企業関係者	新聞社代表取締役社長

- ・実施回数：1回（16年度）、2回（17年度）、2回（18年度）
- ・開催状況：2月（16年度）、4月、1月（17年度）、7月、8月（18年度）

2 中期目標期間終了時・各事業年度評価方針の概要等

評価委員会は、中期目標及び各事業年度に係る評価を実施することとなるが、いずれの評価委員会においても、各事業年度評価に伴う評価方針等の策定が行われている。なお、秋田県、横浜市及び北九州市では、既に中期目標期間終了時の評価方針等（横浜市では、中期目標期間終了時の評価方針等と各事業年度評価に係る評価方針等を個々に策定していない）まで策定している。

また、同評価方針等を策定するに当たっては、いずれの機関においても、評価委員会で概ね2回程度の審議を経て決定している。

【各設立団体の事例】

（秋田県）

中期目標期間終了時の評価方針等

（概要）

中期目標期間終了時において、中期目標に掲げた各項目の達成状況について評価を行い、組織及び業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資する。

各事業年度評価方針等

（概要）

各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析結

果を踏まえ、業務全般について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。

評価方法

法人の評価は「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、事業年度評価においては、中期計画に定められた各項目の毎事業年度の実施状況を、中期目標期間評価においては、中期目標及び中期計画に定められた各項目についての達成度を、それぞれ確認するとともに（項目別評価）項目別評価の結果を踏まえ、法人の全体的な評価（全体評価）を行う。

（岩手県）

各事業年度評価方針等

（概要）

- ・評価は、中期目標の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行うものとする。
- ・委員会は、評価を通じて法人の大学改革の推進を支援するものとする。
- ・評価に当たっては、法人の特色ある取組や様々な工夫を積極的に評価するものとする。
- ・評価は、大学の教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮して行うものとする。
- ・委員会は、評価を通じて、法人の中期目標の達成に向けた取組状況等を県民に分かり易く示すよう努めるものとする。

評価方法

法人が提出する業務実績報告書に基づき、「項目別評価」、「全体評価」により実施する。

- ・「項目別評価」
 - 「法人自己評価」… A、B、C、Dの4段階で評価
 - 「評価委員会評価」… A A、A、B、C、Dの5段階で評価
- ・「全体評価」
 - 中期計画の進捗状況全体等について記述式により評価

（東京都）

各事業年度評価方針等

（概要）

基本方針

- （1）中期目標の達成に向け法人の中期計画の事業の進捗状況を確認する。
- （2）評価を通じて法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。
- （3）法人の業務運営の改善・向上に資する。
- （4）都民への説明責任を果たす。
- （5）教育研究に関しては、その特性に配慮し、事業の外形的、客観的な進捗状況の評価を行う。

評価方法

法人が提出する業務実績報告書に基づき、「項目別評価」、「全体評価」により実施する。

「法人自己評価」... A・B・C・Dの4段階で評価

「項目別評価」...大項目ごとに1・2・3・4で評価

「全体評価」...中期計画の進捗状況全体について記述式により評価

(横浜市)

中期目標期間終了時の評価方針等

各事業年度評価方針等

個々に作成していない。

(概要)

基本方針

- ・中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、法人の質的向上に資するとともに、市民に分かりやすく公表していくこと。
- ・当該事業年度における業務の実績について評価を行うこと。
- ・前年度の評価の中で指摘のあった事項については、大学運営に反映されているかなど翌年度の評価の中で確認すること。
- ・中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査・分析を行うこと。
- ・自主自立的な大学運営の実現を目指し、法人全体の組織・業務等に関する改善・充実の観点から、必要に応じて修正を求めること。
- ・法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて、中期目標等の期間の中間点において振り返りとして総括を行うこと。

評価方法

「年度ごとの評価」と「全体評価」により実施する。

(1) 年度ごとの評価

各年度計画の達成状況を確認すること等により業務の実績について評価を行う。

評価基準

- ・年度計画を上回って実施している(A点)
- ・年度計画を順調に実施している(B点)
- ・年度計画を十分に実施できていない(C点)
- ・年度計画を実施していない(D点)

評価の視点

- ・評価を通じて改革のための取組を積極的に支援すること。
- ・組織、業務等について、改善等を明らかにすること。

(2) 全体評価

各年度ごとの評価結果を踏まえて、中期目標・中期計画の進捗状況を確認するとともに、総合的な評価を行う。

ただし、中期目標期間の中間点における振り返りとしての総括評価を行う。

(大阪府)

各事業年度評価方針等

(概要)

1 基本方針

年度評価にあたっては、国立大学法人評価委員会における評価方法等を踏まえつつ、特に、「法人化を契機とする大学改革の実現」、「教育研究の特性への配慮」、「公立大学としての地域における役割と府民への説明責任」の3点を考慮する。

2 評価の方法

- ・年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- ・「項目別評価」では、法人による自己評価、委員会による小項目評価及び大項目評価を行う。ただし、「教育研究等の質の向上」に関する項目については、専門的な観点からの評価は行わないこととし、法人による自己点検、評価委員会による進捗状況の確認を行う。
- ・「全体評価」では、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について記述式により評価を行い、法人化を契機とする大学改革の取組みを積極的に評価する。
- ・法人による自己評価、小項目評価は ～ の5段階で実施する。また、大項目評価はS・A～Dの5段階で実施する。

(北九州市)

中期目標期間終了時の評価方針等

(概要)

- ・中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果等を踏まえ、中期目標期間の業務実績全体についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ・教育研究等の質の向上に関する事項についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ・評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。

各事業年度評価方針等

(概要)

- ・大学の自己点検・評価に基づきながら、各年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、その結果等を踏まえ、各年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ・評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ・教育研究等の質の向上に関する事項について、専門的な観点からの評価は行わない。具体的には、「学士、修士及び博士課程の教育内容・方法等」、「研究活動と研究環境」については、客観的な進捗状況のみを把握する。

評価方法

法人が提出する業務実績報告書に基づき、「項目別評価」、「分野別評価」及び「全体評価」により実施する。

「法人自己評価」...項目ごとに . . . の4段階で評価

「項目別評価」...項目ごとに . . . の4段階で評価

「分野別評価」...分野（大項目）ごとにA・B・C・D・Eの5段階で評価

「全体評価」...中期計画の進捗状況全体について記述式により評価

（長崎県）

各事業年度評価方針等

（概要）

1. 評価方針

- ・年度評価は、法人の自己点検・評価に基づくことを基本
- ・評価委員会は、法人の実績報告書に基づいて評価
- ・中期計画等の達成に向けた事業の進捗状況を確認する観点から実施

2. 各年度終了時の評価方法

- ・年度評価は、「項目別評価」と「全体的評価」による。
- ・「項目別評価」は、事項ごとにその達成状況を確認
- ・「全体評価」は、中期計画の進捗状況全体について総合的に評価

3 平成16、17事業年度に係る評価結果等

（1）平成16、17事業年度に係る評価結果

各機関の平成16（2004）、17（2005）事業年度に係る評価に当たっては、いずれも全体評価及び項目別評価について評価しており、教育研究等の質の向上に関する事項については事業の外形的・客観的な進捗状況についてのみ評価している。

平成16（2004）、17（2005）事業年度に係る評価結果を見ると、いずれの法人においても年度計画をおおむね順調に実施していることがうかがえる。また、一部の項目においては特に優れている業績をあげる（当初の計画以上の業績をあげる）等の結果もあり、各法人とも中期計画・年度計画を着実に達成しているものとうかがうことができる。

【各設立団体の事例】

（秋田県）

「全体評価及び項目別評価（大項目及び小項目）」

項目別評価（5段階評価）

S...特に優れた業績を上げている。

A...年度計画を順調に実施している。

- B...年度計画を概ね順調に実施している。
- C...年度計画を十分に達成できていない。
- D...業務の大幅な改善が必要である。

評価結果の概要

(平成16事業年度)

項目別評価

住民に対して提供されるサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- ・全20項目のうち、「年度計画を順調に実施している」13項目、「年度計画を概ね順調に実施している」7項目であった。

業務運営の改善及び効率化に関する事項

- ・全2項目のうち、「年度計画を順調に実施している」1項目、「年度計画を概ね順調に実施している」1項目であった。

財務内容の改善に関する事項

- ・全5項目のうち、「年度計画を順調に実施している」5項目であった。

教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

- ・全1項目のうち、「年度計画を順調に実施している」1項目であった。

その他業務運営に関する重要事項

- ・全4項目のうち、「年度計画を順調に実施している」4項目であった。

全体評価

事業の実施状況について

- ・全体として、事業は順調に実施されていると認められる。

財務状況について

- ・順調に計画を実施していると認められる。

法人のマネジメントについて

- ・全体として、順調に計画を実施していると認められる。

(平成17事業年度)

項目別評価

住民に対して提供されるサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- ・全20項目のうち、「年度計画を順調に実施している」17項目、「年度計画を概ね順調に実施している」3項目であった。

業務運営の改善及び効率化に関する事項

- ・全2項目のうち、「年度計画を順調に実施している」1項目、「年度計画を概ね順調に実施している」1項目であった。

財務内容の改善に関する事項

- ・全5項目のうち、「年度計画を順調に実施している」5項目であった。

教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

- ・全1項目のうち、「年度計画を順調に実施している」1項目であった。

その他業務運営に関する重要事項

- ・全5項目のうち、「年度計画を順調に実施している」5項目であった。

全体評価

事業の実施状況について

- ・全体として、事業は順調に実施されていると認められる。

財務状況について

- ・順調に計画を実施していると認められる。

法人のマネジメントについて

- ・全体として、順調に計画を実施していると認められる。

(岩手県)

「全体評価及び項目別評価(大項目及び小項目)」

5段階評価

- ・特筆すべき進捗状況にある。
- ・計画どおり進んでいる。
- ・おおむね計画どおり進んでいる。
- ・やや遅れている。
- ・重大な改善事項がある。

評価結果の概要

以下の区分(中期計画の項目毎)で整理

全体評価

- ・年度計画が概ね順調に実行している。

項目別評価

大学の教育・研究等の質の向上に関する目標

- ・概ね計画どおり進んでいる。
- ・「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「地域貢献、国際貢献に関する目標」において、注目される(又は課題がある)取組等が行われている。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

- ・概ね計画どおり進んでいる。
- ・「運営体制の改善に関する目標」、「事務棟の効率化、合理化に関する目標」において、注目される取組等が行われている。

財務内容の改善に関する目標

- ・概ね計画どおり進んでいる。
- ・「外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標」において、注目される(又は課題がある)取組等が行われている。
- ・「経費の抑制に関する目標」において、注目される取組等が行われている。

自己点検・評価・改善及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

- ・計画どおり進んでいる。
- ・「評価の充実に関する目標」において、注目される取組等が行われている。

(東京都)

「全体評価及び項目別評価(大項目のみ)」

項目別評価(4段階評価)

- 1...年度計画を順調に実施している。
- 2...年度計画をおおむね順調に実施している。
- 3...年度計画を十分に実施できていない。
- 4...業務の大幅な見直し、改善が必要である。

全体評価(記述式)

評価結果の概要

項目別評価

【首都大学東京】

- ・17項目のうち、「1 年度計画を順調に実施している」2項目、「2 年度計画をおおむね順調に実施している」15項目であった。
- ・1に該当する項目 「研究の内容等に関する取組」、「都政との連携に関する取組」
- ・2に該当する項目 「入学者選抜」、「教育課程・教育方法」、「学修に関する支援」、「産学公連携に関する取組」、「都民への知の還元に関する取組」など

【産業技術大学院大学】

- ・1項目のうち、「2 年度計画をおおむね順調に実施している」1項目であった。

【都立4大学】

- ・2項目のうち、「2 年度計画をおおむね順調に実施している」2項目であった。

【法人運営】

- ・4項目のうち、「1 年度計画を順調に実施している」1項目、「2 年度計画をおおむね順調に実施している」3項目であった。
- ・1に該当する項目 「教育研究組織の見直し」
- ・2に該当する項目 「業務運営の改善」、「人事の適正化」など

【財務運営】

- ・6項目のうち、「2 年度計画をおおむね順調に実施している」4項目、「3 年度計画を十分実施できていない」2項目であった。
- ・2に該当する項目 「授業料等学生納付金」、「経費の抑制」など
- ・3に該当する項目 「外部資金等の増加」、「剰余金の適切な活用による戦略的な事業展開」

【自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供】

- ・1項目のうち、「2 年度計画をおおむね順調に実施している」1項目であった。

【その他業務運営】

- ・ 5項目のうち、「2年度計画をおおむね順調に実施している」3項目、「3年度計画を十分に実施できていない」2項目であった。
- ・ 2に該当する項目 「広報活動の積極的展開」、「情報公開等の推進」など
- ・ 3に該当する項目 「施設設備の整備・活用等」、「安全管理」

評価の結果、大項目36項目のうち、1（年度計画を順調に実施している）3項目、2（年度計画をおおむね順調に実施している）29項目、3（年度計画を十分に実施できていない）4項目、4（業務の大幅な改善、見直しが必要である）0項目であった。

開学初年度の業務実績は、おおむね当初予定どおり適切に実施されたことが認められた。

全体評価

1 総評

公立大学法人の設立と首都大学東京の開学を17（2005）年度は同時に実施するという困難な状況の中、教育研究、法人運営など各分野における実績は、設定した計画をおおむね順調に実施しているものと認められる。

公立大学法人としての使命と責任を踏まえ、「新しい理念の大学」の実現と中期計画の達成に向け、さらなる努力が望まれる。

2 教育研究について（特色ある取組など）

入学者選抜の改善やアドミッション・ポリシーに基づく特色ある入学者選抜を開始する等の進捗が認められる。

学部学生に対する「基礎ゼミナール」、「都市教養プログラム」、「現場体験型インターンシップ」等は、首都大学東京の独自性と特色ある取組であり、学生からも一定の評価を得ている。

「大都市の課題解決に資する研究」という目標に沿った、独自性と学術性の高い研究が取り上げられ評価できる。

産学公連携センターの開設、都との各種の連携事業、都民を対象としたオープンユニバーシティなどは、首都大学東京の社会貢献の一つであり、特色ある活動として評価できる。

大学院については、平成18（2006）年度からの研究科の再編成を行ったところであり、今後は、定員充足率の向上に努めるとともに、入試公報の充実などの対応を図られたい。

分散型キャンパスに対応し、学生や教職員の負担軽減への配慮が必要である。

3 法人の業務運営（財務運営を含む）状況について

改革期において、理事長・学長のリーダーシップの発揮による、迅速で効率的な法人運営が必要である。経営・教学戦略委員会などの設置、運営は評価できる。

新たな教員人事制度としての任期制・年俸制・教員評価制度の導入は評価できる。

外部資金の獲得、寄附金制度の一層の活用が必要である。また、予算管理を常時適切に行い、戦略的な資金配分など一層推進することを望む。

施設設備の中長期的な保全、改修について、総合的な計画の策定と着実な実施が必要である。

4 今後の課題及び法人に対する要望など

これまで以上に大学運営を充実させるためには、学長のリーダーシップを支える人材の発掘や人材育成などが望まれる。

「首都大学東京のブランド力」の形成を通して、本学のアイデンティティを早期に確立することを望む。

自己収入と外部資金を増額し、運営費交付金への相対的な依存度を下げる工夫が望まれる。

各年度及び事業ごとの実績を十分に検証し、改善すべき点を適格に認識し、次年度以降の年度計画に反映し、着実に実施することを期待する。

(横浜市)

「全体評価及び項目別評価（大項目及び小項目）」

年度ごとの評価（4段階評価）

- ・年度計画を上回って実施している（A点）
- ・年度計画を順調に実施している（B点）
- ・年度計画を十分に実施できていない（C点）
- ・年度計画を実施していない（D点）

全体評価（記述式）

年度ごとの評価の結果を踏まえて、中期目標・中期計画の進捗状況を確認するとともに、総合的な評価を行う。

評価結果の概要

大学の運営に関する目標を達成するための取組

- ・「教育の成果に関する目標を達成するための取組」、「教育内容等に関する目標を達成するための取組」、「学生の支援に関する目標を達成するための取組」、「研究に関する目標を達成するための取組」の諸取組について、年度計画を順調に実施していると認められる。

地域貢献に関する目標を達成するための取組

- ・年度計画を順調に実施していると認められる。

国際化に関する目標を達成するための取組

- ・年度計画を順調に実施していると認められる。

附属病院に関する目標を達成するための取組

- ・「安全な医療の提供のための取組」、「健全な病院経営の確立のための取組」、「患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組」、「高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組」、「良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組」の諸取組について、概ね年度計画を上回って実施していると認められる。

法人の経営に関する目標を達成するための取組

- ・「経営内容の改善に関する目標を達成するための取組」、「業務運営の改善及び効率化に関する取組」、「広報の充実に関する目標を達成するための取組」の諸取組について、なお課題を残しつつも概ね年度計画を順調に実施していると認められる。

自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための取組

- ・年度計画を順調に実施していると認められる。

その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組

- ・「安全管理に関する目標を達成するための取組」、「情報公開の推進に関する目標を達成するための取組」の諸取組について、年度計画を概ね順調に実施していると認められる。

(大阪府)

「全体評価及び項目別評価(大項目及び小項目)」

小項目評価(5段階評価)

- ...年度評価を大幅に上回って実施している(特に認める場合)
- ...年度計画を上回って実施している(国立大学法人の に相当)
- ...年度計画を順調に実施している(国立大学法人の に相当)
- ...年度計画を十分に実施できていない(国立大学法人の に相当)
- ...年度計画を大幅に下回っている(国立大学法人の に相当)

大項目評価(5段階評価)

- S...「特筆すべき進捗状況」(特に認める場合)
- A...「計画どおり」(すべて ~)
- B...「おおむね計画どおり」(~ が9割以上)
- C...「やや遅れている」(~ が9割未満)
- D...「重大な改善事項あり」(特に認める場合)

評価結果の概要

業務運営の改善及び効率化に関する事項

小項目の集計結果から判断すればB評価であったが、以下の事項を考慮して、A評価「計画どおり進捗している」と判断した。

- ・評価 (計画を上回って実施している)の項目が6項目と多い
- ・理事長のリーダーシップを活かした取組が着実になされ、実際、目標を大きく上回る外部研究資金を獲得などの成果があった

財務内容の改善に関する事項

小項目の集計結果から判断すればB評価であったが、以下の事項を考慮して、A評価「計画どおり進捗している」と判断した。

- ・外部研究資金について年度計画の目標(前年度比5%増)を大幅に上回る獲得(同30.8%増)があったほか、人件費や一般経費の削減についても計画以上の成果があった

- ・評価（計画を十分実施できていない）の項目について、法人運営に重大な支障を及ぼすような進捗の遅れとは認められなかった。

教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

小項目の集計結果に加え、自己点検・評価システムの具体化に向けた準備が着実に進められていることから、A評価「計画どおり進捗している」と判断した。

その他業務運営に関する重要事項

小項目の集計結果に加え、事業着手の早期化、コスト削減、資金需要の平準化のための施設設備スキームを確立したことから、A評価「計画どおり進捗している」と判断した。

大学の教育研究等の質の向上に関する事項

教育、研究及び社会貢献のいずれの分野においても、全体的に計画どおりに進捗しており、教育研究に関する活動が着実に進むとともに、その質的向上が図られていることを確認した。

（北九州市）

「全体評価及び項目別評価（大項目及び小項目）」

5段階評価

A…特筆すべき進捗状況

B…計画どおり

C…概ね計画どおり

D…やや遅れている

E…重大な改善事項がある

評価結果の概要

教育研究の質の向上に関する分野（5段階評価：B）

- ・教育、研究、社会貢献等の計画内容を実施するための組織体制、設備整備、環境整備は当初の予定以上に進捗しており、概ね評価は良好である。特に教育内容の向上については、単に学力の向上だけでなく、学生の学修支援、教育の質の向上に配慮しながら、地域に立脚した高度な教育機関として成長させようとする強い志が感じられる。また、入試から就職までの一貫した教育システムを構築するため、入試センター、基盤教育センター、キャリアセンター等の新設、改革実行のための大胆な組織改編、東アジア地域を重視した教育研究環境の整備などが行われており、成果が期待される。今後も、社会人のスキルアップ支援や、市民の生涯学習意欲の向上など、地域住民の多様な要望に配慮しながら、地域に貢献し、競争力ある「愛される大学づくり」を推進されたい。

業務運営の改善及び効率化に関する分野（5段階評価：B）

- ・理事長、学長の強力なリーダーシップのもと、大学改革に対する極めて強い意思と実行力により計画を大きく上回るスピードで実施されたと認められる。業務運営の骨格となる役員会、経営審議会、教育研究審議会、執行部会議の設置、

中期計画等の実務的な企画・立案・調整・実施を行う経営企画室の設置、教員評価システムの導入と教員の採用・昇任の選考方法の見直しなど、大学改革プランに基づく多くの施策についても、すでに着手されており高く評価できる。

財務内容の改善に関する分野（５段階評価：Ｂ）

- ・授業料収入の増加、外部研究資金の確保、経費節減等により、初年度にして約３億９,０００万円の当期利益を計上したことは高く評価できる。

教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項（５段階評価：Ｂ）

- ・大学評価を実施する大学評価委員会を設置するとともに、大学に関する各種評価を一元的に所管する評価室の設置など、評価に対する着実な体制整備が進んでいると認められる。また、地域の人・産業との連携・貢献を重視した取組は積極的な情報公開とも相まって、早くも市民の共感を得ていると思われる。

その他業務運営に関する重要事項（５段階評価：Ｂ）

長期施設整備計画に基づいた施設の適切な管理と経済効率の良い改修、改築が望まれる。

（長崎県）

「全体評価及び項目別評価（大項目及び小項目）」

項目別評価

ア．法人による自己評価（４段階評価）

- …「年度計画を上回って実施している」
- …「年度計画を順調に実施している」
- …「年度計画を十分に実施できていない」
- …「年度計画を実施していない」

イ．長崎県公立大学法人評価委員会による評定（５種類）

- ・「特筆すべき進捗状況にある」（評価委員会が特に認める場合）
- ・「計画通り進んでいる」（すべて ～ ）
- ・「おおむね計画通り進んでいる」（～ の割合が９割以上）
- ・「やや遅れている」（～ の割合が９割未満）
- ・「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）

全体評価

項目別評価結果等を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について記述式により評価

評価結果の概要

（項目別評価）

大学の教育研究等の質の向上（おおむね計画通り進んでいる。）

- ・英語、中国語に重点を置いた外国語運用能力養成のための取組（インテンシブコースの開設やTOEFLスコアに基づく英語履修システムの導入）を評価
- ・多様な授業形態（ボランティア活動等の単位化の導入）を評価

- ・適切な職業観を育成するための取組（キャリア教育や各種資格・検定等の単位化）を評価
 - ・教員評価を実施し、その結果を教育研究費に反映していることを評価
- 業務運営の改善及び効率化（おおむね計画通り進んでいる。）
- ・戦略的な予算配分と人員配置等による効率的な組織運営への取組を評価
 - ・教員の意欲を高め、能力開発の促進を目的とした教員評価システムの構築への取組を評価
 - ・教員の研究能力の向上や教育内容・方法の改善を図るため新たな研修制度を導入したことを評価
- 財務内容の改善（計画どおり進んでいる。）
- ・年度計画である平成14（2002）年度当初予算と比較して2億8,400万円削減を達成したことを評価
- 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価の充実に
関する目標（計画通り進んでいる。）
- 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る情報の提供（計画通り進んでいる。）
- その他業務運営（計画通り進んでいる。）
- （全体評価（ポイント））
- 多くの項目については、年度計画を達成しており、理事長・学長のリーダーシップの下、着実な成果を挙げているが、これらの取組は、まだ緒に就いたばかりであり、今後の着実な事業の推進とその成果に期待する。

（2）平成16、17事業年度の評価に係る評価委員会の開催状況等

いずれの評価委員会においても、各事業年度に係る評価を決定するに当たっては、3、4回程度の会合を開催している。中には、岩手県のように1回の会合で決定している例も見受けられた。

【各設立団体の事例】

（秋田県）

平成16事業年度分

- ・実施回数： 3回（17年）
- ・開催状況： 随時開催

（スケジュール）

平成17年6月30日	法人から実績報告書等提出
7月13日	法人に対してヒアリング実施（ ）
8月2日	評価結果（案）の検討、作成（ ）
8月23日	評価結果（案）の決定（ ）
8月24日	法人から意見申し出機会の付与

9月16日 評価結果の確定、法人への通知、知事への報告、公表
9月20日 議会報告

平成17事業年度分

- ・実施回数： 3回（18年）
- ・開催状況： 随時開催

（スケジュール）

平成18年 6月28日 法人から実績報告書等の提出
7月20日 法人に対してヒアリング実施（ ）
8月10日 評価結果（案）の検討、作成（ ）
8月24日 評価結果（案）の決定（ ）
8月24日 法人から意見申し出機会の付与
9月11日 評価結果の確定、法人への通知、知事への報告、公表
9月12日 議会報告

（岩手県）

平成17事業年度分

- ・実施回数： 1回（18年・分科会開催回数）
- ・開催状況： 随時開催

（スケジュール）

平成18年 6月30日 法人から業務実績報告書等提出
7月24日 法人に対してヒアリング実施
8月8日 評価委員会による評価結果（案）策定（ ）
8月9日 法人に対して意見申立の機会の付与
9月5日 評価結果を確定
9月28日 評価結果公表・議会報告

（東京都）

平成17事業年度分

- ・実施回数： 4回（18年・分科会開催回数）
- ・開催状況： 随時開催

（スケジュール）

平成18年 5月24日 大学キャンパス視察、理事長・学長等との意見交換会（ ）
6月30日 法人から業務実績報告書等提出
7月7日 業務実績に関する法人ヒアリング（ ）
8月3日 公立大学分科会における評価結果（案）策定（ ）
法人からの意見申し出機会の付与（～8月9日）
8月30日 公立大学分科会における評価結果（最終案）策定（ ）
東京都地方独立行政法人評価委員会による評価結果の確定
9月13日 評価結果の法人通知、知事への報告
9月14日 評価結果公表・議会報告

(横浜市)

平成17事業年度分

- ・実施回数： 3回(18年)
- ・開催状況： 随時開催

(スケジュール)

- 平成18年6月22日 法人から業務実績報告書等の提出
- 7月5日 法人の理事長等ヒアリング()
- 7月31日 評価委員会における評価結果(案)策定及び財務諸表等に対する意見書の取りまとめ()
- 8月30日 評価結果を確定()
- 9月12日 評価結果の公表
- 9月13日 評価結果の議会報告

(大阪府)

平成17事業年度分

- ・実施回数： 3回(18年・部会開催回数)
- ・開催状況： 随時開催

(スケジュール)

- 平成18年6月30日 法人から業務実績報告書等提出
- 7月上旬 業務実績報告書等の委員への事前説明・意見聴取
委員からの質問・意見に基づく事実確認・論点整理
- 7月20日 第1回部会において、論点項目を中心に、ヒアリングを行い、
委員会評価を検討()
- 8月2日 第2回部会において、評価のたたき台をもとに、委員会評価、
評価コメントを検討()
- 8月中旬 評価の素案の策定後、法人に意見申立ての機会付与
- 8月31日 第3回部会・評価委員会において、評価を決定()
同日で公表、法人への通知、知事への報告
- 9月28日 9月府議会において評価結果を報告

(北九州市)

平成17事業年度分

- ・実施回数： 4回(18年)
- ・開催状況： 随時開催

(スケジュール)

- 平成18年6月28日 法人から実績報告書等が提出()
- 7月3日 法人のヒアリング・審議()
- 7月21日 法人のヒアリング・審議()
- 8月8日 評価委員会における評価結果(案)を策定、法人への案の通知()

法人からの意見申し出機会の付与

- 8月14日 評価結果を決定
- 8月21日 評価結果の北九州市長への報告・公表
- 9月1日 議会報告

(長崎県)

平成17事業年度分

- ・実施回数： 2回(18年)
- ・開催状況： 随時開催

(スケジュール)

- 平成18年7月11日 評価委員へ法人の自己評価結果を送付
- 7月30日 第1回評価委員会開催(調査・分析・評価)()
- 8月上旬 各評価委員と個別に意見調整等を実施
- 8月17日 第2回評価委員会開催(評価(案))()
- 8月24日 評価委員会が法人へ評価(案)を通知
- 9月4日 法人から評価委員会へ評価(案)について意見申出
- ” 評価委員会から法人へ評価結果を通知。知事へ評価結果を報告。

(3) 評価に当たっての特段の配慮(透明性・公平性・法人意見)

各評価委員会においては、法人評価を行う過程で、透明性、公平性を図るために、会議を公開で開催することや、法人意見を適正に反映するために、キャンパス視察や理事長・学長等との意見交換会の実施、さらには法人に意見申立て機会の付与等に努めていることがうかがえる。

【各設立団体の事例】

(秋田県、東京都、大阪府、長崎県)

評価の透明性・公平性を確保するために、評価結果を決定する前にその評価案を法人に示して、意見申立て機会を設けている。なお、東京都においては、当該事項の事実確認等を行い、評価案の見直しを行うとともに、対応及びその理由を明記し、評価の透明性・公平性の確保に努めている。また、長崎県においては、法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等を示すこととしている。

(東京都)

委員に法人(大学)の状況を知ってもらうため、評価に先立って、キャンパス視察、理事長・学長等との意見交換会を実施した。

業務実績報告書の提出からヒアリングまでの期間に委員を訪問し、業務実績に関する

る事前説明を行ったが、事実誤認等がないように法人幹部も同行し説明を行った。

(横浜市、大阪府、長崎県)

評価委員会の会議は原則として公開するとともに、会議議事録もホームページで公表している。なお、大阪府においては、法人からのヒアリング、事前説明の段階における各委員の質問や意見についても、会議資料等で明らかにしている。

(4) 設立団体における評価結果の感触(要因分析を含む)

すべての設立団体において、「期待以上の結果」若しくは「期待どおりの結果」であると回答している。共通して、法人化を契機として、より自律的な環境のもと、理事長(学長)のリーダーシップにより優れた教育や特色ある研究を積極的に取り組む、個性豊かな魅力ある大学づくりを図る、という公立大学法人制度創設の目的にかなった要因分析している。その他、中期目標等に基づき、目的の明確化が図られることによって成果をあげることができた等の分析も散見できた。

【各設立団体の事例】

(秋田県)

「期待どおりの結果である」と回答

要因分析

- ・中期目標・中期計画の策定により、目標の明確化が図られたこと。
- ・理事長(学長)のリーダーシップのもと、全学的な取組が行われたこと。

(岩手県)

「期待どおりの結果である」と回答

要因分析

- ・理事長、学長のリーダーシップによる機動的・効率的な大学運営が図られたこと。

(東京都)

「期待どおりの結果である」と回答

要因分析

- ・法人化により、組織、人事、財務面について、大学運営の特性を踏まえた自律的・弾力的な運営が可能になったこと。
- ・理事長・学長のリーダーシップによる迅速な意思決定システムを整備したこと。
- ・経営的視点からの予算配分により大学改革を戦略的かつ機動的に推進したこと。

(横浜市)

「期待どおりの結果である」と回答

要因分析

- ・中期目標・中期計画の策定により、目標の明確化が図られたこと。
- ・経営に関する責任者として理事長を、教育研究に関する責任者として学長を置き、それぞれ経営面と教育研究面に専念できる体制としたこと。
- ・積極的な外部研究費の獲得や経費の抑制、業務の効率化と利便性の向上を兼ね備えた収入の確保等に取り組んだこと。

(大阪府)

「期待どおりの結果である」と回答

要因分析

- ・中期目標、中期計画、年度計画の策定など、目標の明確化が図られたこと。
- ・理事長(学長)のリーダーシップのもと、担当理事を中心に全学的な取組が行われるようになったこと。
- ・法人として、機動的な意思決定が行われたこと。
- ・外部資金獲得などについて、教職員の意識が変わりつつあること。

(北九州市)

「期待以上の結果である」と回答

要因分析

- ・法人設立準備委員会の委員であった理事長・学長のもと、スムーズに法人運営へ移行できたこと。
- ・理事長・学長の強力なリーダーシップのもと、スピーディーかつ着実に大学改革が推進されたこと。

(長崎県)

「期待どおりの結果である」と回答

要因分析

- ・理事長・学長が機動的にリーダーシップを発揮できる体制を整備したこと。
- ・中期目標・中期計画の策定などにより、目標の明確化が図られたこと。
- ・中期目標に即した戦略的な予算配分と人員配置に積極的に取り組み、効率的な組織運営を行ったこと。
- ・法人化により、教員、事務職員の意識改革が進んだこと。
- ・理事長や経営協議会において、学外者の意見等の導入が活発に行われたこと。

4 設立団体における評価結果の次年度以降への反映状況等

各設立団体において、当該事業年度の評価結果を踏まえた特段の措置は行われてい

ない。しかしながら、横浜市や大阪府においては検討が行われている。

また、各設立団体も、よりよい法人運営を実施してもらうために、法人の実情把握に、事業等を円滑に進めることを目的として、設立団体と法人との定期的な会議等を開催し、情報の共有化を図ることに努めていることがうかがえた。

【各設立団体の事例】

(秋田県、岩手県、東京都、北九州市、長崎県)

「反映しない」

東京都においては、評価結果を踏まえた特段の措置（運営費交付金の算定方法の変更など）は実施しないが、法人に対して、指摘事項に対する改善措置の実施及び改善計画の策定を指示している。

(横浜市、大阪府)

「検討中」

横浜市においては、法人の取組の進捗状況を踏まえて検討することとしており、一方大阪府においては、評価結果や評価委員からの意見を次年度事業計画に反映するべく検討を行っている。

5 法人における評価結果の次年度以降への反映状況等

複数の法人において、評価委員会等からの指摘を踏まえて、19事業年度計画に種々政策反映することにより、法人運営の充実が図られている。

また、設立団体におけるよりよい法人運営を行ってもらうための配慮と同様に、設立団体と法人の情報共有を図るための情報交換を求める声があったほか、設立団体の政策立案、事業実施に当たって、大学及びその人材の積極的な活用を求める声があった。

事業年度評価を次年度以降へ反映：3法人

事業年度評価を次年度以降の反映を検討：4法人

【各法人の事例】

(公立大学法人国際教養大学)

年度計画を順調に実施していると認められたことから、当初の予定どおり中期計画を推進している

(公立大学法人岩手県立大学)

平成17(2005)事業年度において、改善事項であると評価された項目については、

18(2006)年度において重点的に業務を実施することとし、19(2007)年度計画においても、重点化を図ることを検討している。

(公立大学法人首都大学東京)

各年度業務実績報告書における自己評価及び、同報告書に対する東京都地方独立行政法人評価委員会の評価結果を改善に活かす「改善計画」策定の仕組みを構築した。

「平成17年度業務実績」に対する「改善計画」の例は次のとおりである。

- ・「各キャンパスの施設改修計画の早期の策定が必要である」との評価結果を踏まえ、施設改修計画の策定を進めている。
- ・「災害発生時の危機管理体制やライフラインの確保などの一部未整備の部分がある」との評価結果を踏まえ、リスク調査の実施やマニュアルの作成に着手しているほか、危機管理体制の整備の検討を進めている。

(公立大学法人横浜市立大学)

「自立した財政運営、財務体質の確立に向けて学費の改定は極めて重要であり、緊急の課題として取り込まれることを期待したい」という評価結果を踏まえ、平成19年度から学部別の学費制度を導入するなどの学費改定を行った。

「健全な経営を目指す意味で、コンプライアンス(法令等の遵守)などの内部統制の仕組みづくりを課題とされたい」という評価結果を踏まえて、コンプライアンス推進体制の導入に向け検討を行っている。

「成績優秀者特待生制度の確立に向けて努力されたい」という評価結果を踏まえ、次年度予算を確保するとともに具体的な制度構築の検討に入っている。

「国際交流センターの設置による組織体制や海外大学等とのネットワーク構築に向けた取組は評価できるが、海外留学や留学生受入の増大など、今後具体的な成果を期待したい」との評価結果を踏まえ、国内大学として初めて米食品医薬品庁(FDA)の生物製剤評価研究センター(CBER)の覚書を結び、共同研究の推進とともに科学者や研究員の相互派遣や研修プログラムの開発、セミナー等の共同開催などに向け検討している。

「大学の特性に即した高い専門性を備えた職員の獲得、配置、また専門家・スペシャリストの育成を期待したい」との評価結果を踏まえ、人材育成ポリシーを設定し各所属において人材象を話し合うなど、大学全体での人材育成に取り組んでいる。

(公立大学法人大阪府立大学)

基本的な指標について、法人化前から推移のフォローが重要であるという指摘を踏まえ、データ集を作成した。

明文化された経営方針や戦略を策定して、組織全体に浸透させるなどの工夫を期待するという意見を踏まえ、経営方針等の策定を検討中である。

今後の大学運営に専門的人材の確保・育成が不可欠となる中で、今後の展開に期待するという意見を踏まえ、法人プロパー職員を採用するとともに、企画立案業務、専門的業務への人的配置の重点化を図る予定である。

(公立大学法人北九州市立大学)

平成17(2005)年度実績の評価結果を踏まえて、現在作成中である19(2007)年度計画に指摘内容を反映するべく検討を行っている。

なお、主な指摘については、以下のとおり。

- ・語学力強化への取り組みの充実
- ・充実した内容のFD実施
- ・特色ある教育、研究、地域貢献活動の広報強化
- ・社会人教育への取り組み強化
- ・メンタルケアやキャリア支援等学生に対するサポートの充実
- ・様々な研究プロジェクトの採択、誘致への取り組み強化
- ・計画的、効率的な施設改修

(長崎県公立大学法人)

一部、わかりにくい表現や誤解を招く表現等があったという評価結果を踏まえ、わかりやすい表現を検討している。

「大学院の設置については、既存の大学院が定員割れしているという現状もあり、社会的ニーズ等を踏まえ、大学院に求められる役割、あり方などについて法人内部において十分な協議・検討を行うことが求められる」という評価結果を踏まえ、設置予定の国際情報学研究科(仮称)の検討にあたっては、学部在学学生及び一般社会人を対象としたアンケートによるニーズ調査等を実施するとともに、研究科のあり方等についても十分議論を行っている。

「看護の大学院博士課程の設置検討にあたっては、高度専門職業人の要請という観点から、教員の資質・能力の向上や質の高い教員の採用計画等について十分な検討を行うことが求められる。」という評価結果を踏まえ、引き続き、検討を継続している。

各公立大学法人の特色ある取組

1 理事長（学長）のリーダーシップの確立と柔軟な資源配分

（1）理事長（学長）を中心とした意思決定システムの確立

法人化に伴い理事長（学長）は法人の最終責任者としてリーダーシップを発揮し、機動的かつ自主的・自律的な法人運営を行うことが可能となり、迅速な意思決定を行うための学内組織の再編など、理事長（学長）を中心とした意思決定システムの確立が行われている。

理事長（学長）を中心とした意思決定システムを確立：19法人

理事長（学長）を中心とした意思決定システムの確立を検討：1法人

【具体的な取組例】

（公立大学法人会津大学）

役員会、経営・教育研究の各審議会を適切な役割分担の下、必要に応じて開催し、法人の重要事項を審議・決定しており、法人化を契機に、教員の人事や重要な法人規程、教育公務員特例法などに係る審議の権限は、教授会から理事長（学長）を議長とする教育研究審議会に移管している。

また、理事長（学長）を議長とする「部局長会議」に、人事委員会、財務委員会、学則等審議会、施設管理運営委員会等の機能を統合して会議運営の効率化、集約化を図るとともに、同会議を機動的に随時開催して、迅速な審議を行っている。

（公立大学法人大阪市立大学）

定例の役員会のほかに、常勤の役員及び事務（課長級）で構成された会議において、中期計画・年度計画に記載している教育研究に関する重要事項、法人の経営や予算の方針に関する事項、その他、例えば学部・研究科の設置、改組などのように、大学・法人における横断的に関連する事項について協議・意見交換を行っている。同会議において協議・意見交換を行った後、修正意見等を反映し、定例の役員会及び審議会（教育研究評議会、経営審議会）へ諮っている。

（公立大学法人山口県立大学）

法人経営に関する企画立案、大学各部局等との連絡調整等を行う「経営企画室」を設置した。同室において、予算、組織、人事その他の法人業務のほか、中期計画・年度計画の進捗管理や、経営審議会・教育研究審議会・人事委員会の運営などを行うに当たり、理事長（学長）の指示のもと、大学各部局等との調整を行っている。

理事長（学長）が定める全学的な方針のもとに、学部、研究科における中期計画の

着実な実行を図るため、理事長（学長）による学部長、研究科長の指名制度を導入した。なお、学部等の意向を配慮した選考を実施するために、当該学部等からの意見の申出（申出者…当該学部長・研究科長及び学部・研究科から選出された2名以内の者）がある場合には、あらかじめ意見を聴くこととしている。指名制度を導入することにより、理事長（学長）のマネジメントが容易となったほか、学部の運営が全学的視点から行いやすくなった。

（公立大学法人福岡女子大学）

法人の重要事項は理事会（年4回程度開催）で審議・決定しており、また迅速・機動的な意思決定を図るため、「法人運営会議（理事長（学長）、副理事長、学内理事2名で構成）」を週1回開催している。いずれの会議も理事長（学長）が主宰しており、法人化後は、理事長（学長）を中心とする意思決定システムとなっている。

また、学内委員会・部会の見直しを行うとともに、重要な委員会、部会の委員長及び部会長に理事が就任することで、理事会の方針が大学運営に反映されるようにしている。

法人と大学の意思疎通を図るため部局長会議（学内理事、学部長、学科長で構成）を毎月開催し、理事会から重要案件を提案している。

（公立大学法人熊本県立大学）

理事長、学長、副学長及び各部局長で構成する「運営調整会議」を設置し、各部局・委員会等の学内組織との意見調整のうえ、学内意思の形成を図っている。同会議で審議・調整等行った事項については、学外の委員を加えた経営会議・教育研究会議で審議し、さらに重要事項については最高審議機関である理事会において、最終的な審議を行っている。

16に分かれていた各種学内委員会を8委員会に再編整理した。また、委員会の位置付けや役割を整理し、委員長には理事長、学長、副学長などを充てるなど責任と役割の明確化を図った。

事務局（総務課、企画課）と学生部（教務課・学生課）を再編統合し、事務局（総務課、企画調整室、教務入試課、学生支援課）に一本化するとともに、教務入試、学生支援に関する意思決定、事務執行については副学長が教員組織との調整、学生指導等に関するノウハウの提供面からリーダーシップを発揮することで、事務局長との協働をすることとした。

（2）1法人で複数大学を設置することに伴う取組

公立大学法人制度は、国立大学法人の場合とは異なり、各地方公共団体（設立団体）の選択と判断により、1法人が複数大学を設置することができる仕組みとなっており、設置校間での連携等が行われている。

【具体的な取組例】

(公立大学法人岩手県立大学)

平成17(2005)年度から「岩手県立大学単位互換制度」を創設し、法人内の大学と2短期大学部間の科目履修を可能とした。また、大学・2短期大学部間で講義を担当する教員の相互交流を促進している。

(3) 理事長・学長の機能分担・連携による法人運営の推進

公立大学法人は1法人が複数大学を設置できるほか、法人の長(理事長)が学長となることを原則としつつも、各設立団体の判断により、別に理事長を任命することも可能である。理事長と学長を別に設置する法人においても、それぞれの役割分担のもと、よりよい法人運営が行われている。

【具体的な取組例】

(公立大学法人岩手県立大学)

理事長と学長を別に設置し、法人経営と大学運営について責任を明確化するとともに、理事長、学長の企画・立案機能を強化し、迅速に実行に移す体制とした。

法人の経営面では、大学幹部が法人役員を兼職するとともに、学外理事を含む役員会議を設置して、理事長と学長等が緊密に連携し、法人と大学が一体となって機動的・戦略的な大学運営を迅速に行う体制を構築した。

教育・研究の運営については、学長の下に「教育・学生支援本部」と「研究・地域連携本部」を設置し、学長、副学長及び両本部長による「本部長会議」を毎週開催して学長の企画・立案機能を強化するとともに、「学部長等連絡会議」の設置により、各部局への学長の大学運営方針の周知を図る体制とした。

(公立大学法人首都大学東京)

法人、大学運営については、経営と教学の適切な役割分担を行うという考え方から、定款の規定により、理事長と学長は別に任命することとされている。

理事長は、法人を代表し、法人の業務を総理する長である。学長は、首都大学東京及び産業技術大学院大学の教育研究組織を統括する長であり、それぞれの大学に学長を置いている。

各学長が法人の副理事長として経営審議会の構成員に、法人の事務局長が各大学の教育研究審議会の構成員となっている。

首都大学東京においては、経営・教学両方の代表者からなる「経営・教学戦略委員会」を設置している。同委員会では理事長及び学長から諮問・提示された基本方針に基づき、首都大学東京の設立目的を実行するための将来に向けた構想、戦略に関する事項、及び大学の設立目的実現に向け緊急に取り組むべき事項について検討を行って

いる。

(公立大学法人北九州市立大学)

大学経営と教育研究の役割分担・責任を明確にしたうえで、それぞれ高度な専門性と迅速・的確な対応能力を持つ専門家を採用することにより、改革を着実かつ迅速に推進するため学長を理事長と別に置いている。具体的には、学長が主催する教育研究審議会を隔週で開催し、部局長を核として中期計画における「教学改革」をハイスピードで進めるとともに、3ヶ月ごとに理事長の主催する役員会、経営審議会を開催し、経営に関する審議及び教学改革の報告・了承を得ている。

学長を理事長と別に置く場合、常に経営と教育研究の調整を図っていくことが必要であるが、定期的に理事長、学長をはじめとする経営及び教育研究の責任者が出席する執行部会議を設置し、教育研究審議会前に意思決定の迅速化や情報の共有化を図っている。

(公立大学法人熊本県立大学)

基本的には、理事長は法人の経営全般について責任と権限があり、学長は大学の教育研究について責任と権限を有する。

理事長は、定款に掲げる理事会及び経営会議の審議事項について各審議機関の審議を尊重しつつ決定する権限を持つほか、中長期的な経営戦略を描く中で、学長と連携しながら、学長が教育・研究面でガバナンスを発揮できるよう示唆・支援を行う。学長は、定款に掲げる教育研究会議の審議事項についてその審議を尊重しつつ決定する権限を持つほか、理事長と調整しながら教育・研究活動に関する統括を行う。

例えば、理事長は、学長が重要であると思う研究分野をバックアップするため、「学長特別交付金制度」を設けたほか、行政・経済界などと活発に交流し、産学連携による教育研究活動への支援を獲得するなど、法人経営の安定化と併せて、教育研究面における間接的支援を強化しているところである。学長は、自らのガバナンスにより10年先の大学像を見据えた教員の中長期人事計画の策定、カリキュラムの再編、学長特別交付金による重点研究分野の推進などについて学内をまとめ、法人の経営戦略に則った教育研究活動の充実に努めている。

(4) 大学の戦略に基づく法人内資源配分の実現

法人化に伴い人員配置や予算配分等が法人の裁量によって可能となり、理事長(学長)裁量による定数管理や研究費の重点配分など、各法人の実情に応じた機動的かつ柔軟な資源配分が行なわれている。

理事長(学長)裁量や公募制による研究費等の重点配分を実施：21法人

理事長(学長)裁量や公募制による研究費等の重点配分の実施を検討：1法人

【具体的な取組例】

(公立大学法人横浜市立大学)

研究戦略プロジェクト(戦略的研究課題への研究費の配分、学内公募・審査による研究費の配分)を措置した。

(参考)研究戦略プロジェクト事業

研究戦略プロジェクトは、大学の戦略的研究資金として位置づけ、社会的使命である地域への貢献を推進するために、研究院における教員の研究活動をより活発化するとともに、地域や産業界への技術移転活動を積極的に進め、新技術の開発や地域課題の解決などを図っていくことを目的とする。これらの目的達成を目指し、特に産業界との共同研究や国家プロジェクトの獲得につなげるためのステップとして、研究戦略プロジェクトを位置付ける。「共同研究推進費」では、研究シーズを効果的に活用し、さらに研究能力の向上、横浜市の行政課題や地域貢献に対応する7つの分野を重点研究分野に選定し、複数の研究者のユニットによる学部等の枠を越えた協力関係の基に、共同研究を促進する。

また、若手研究者等の育成のための「若手人材育成推進費」、直接的に地域の課題解決に向けた「地域貢献促進費(地域課題提案型)」及び「先端医科学研究センター(仮称)」に関連した「先端的医科学先行的研究費」を設ける。

平成18(2006)年度より公募による採択枠とは別に戦略的配分枠(6,370万円)を設け、大学として戦略的な研究課題への配付を行っている。

(参考)研究費の構成(合計 約1億5,300万円)(戦略的配分額を含む総額)

共同研究推進費(約1億2,000万円)

重点研究分野における共同研究の推進のための研究費

地域貢献促進費(約1,500万円)

市内の企業・団体・行政等からの課題を公募し、本学教員が課題解決に向けて取組む、直接的な地域貢献促進のための研究費

若手人材育成推進費(約750万円)

将来を担う若手研究者等の育成のための研究費

先端的医科学先行的研究費(約1,000万円)

先端医科学研究センター(仮称)に関連した研究費

(公立大学法人名古屋市立大学)

特別研究奨励費(1)、理事長裁量整備費(2)、理事長裁量経費(3)を計上し、理事長(学長)のリーダーシップによる研究費等の機動的配分を実施した。

1 特別研究奨励費は、独創的・先駆的な学術研究及び地域の文化・産業の発展等に寄与・貢献する調査研究活動その他理事長(学長)が必要と認める学術研究に要する経費として、所属する常勤の教員(助手を含む)に対して競争的に配分することにより、学術研究を推進させることを目的としている。法人化を機に、個性と活力にあふれ、より一層、地域・社会に貢献する総合大学を目指すため、研

究タイプを 型と 型の2つに分け、それぞれの研究のねらいを明確にした分野を設定した。

(型) 地域貢献推進研究(地域の文化・産業の発展や行政等の課題解決に寄与・貢献する研究を推進することをねらいとする)、横断的・学術的研究(研究科の枠を越えた異分野融合型研究を推進することをねらいとする)、特別推進研究(その他の分野における本学の研究水準の向上を図ることをねらいとする)(交付総額2,000万円)。

(型) 市民の健康福祉の向上や環境問題の解決に資する研究のほか、競争的研究資金獲得に対応できる萌芽的研究、交流協定大学等との国際共同研究プロジェクトなど特色づくりとなる研究を推進することをねらいとする(交付総額3,000万円)。

交付対象研究及び交付額は、理事長(学長)、理事(非常勤を除く。)、各研究科長(看護学研究科長を除く。)、看護学部長、事務局次長及び学術推進室長から構成される公立大学法人名古屋市立大学特別研究奨励費審査委員会の審査に基づき、理事長(学長)が決定する。平成18(2006)年度の選考方針は次のとおりである。

選考方針

各研究分野において次の研究を優先的に選考するとともに若手研究者の育成に配慮する。

- (1) 募集区分の「ねらい」が、大いに期待できる研究
- (2) 社会、時代の要請に応えている研究
- (3) 取組や成果に国際性が認められる研究
- (4) 知的財産の創造、活用が期待できる研究
- (5) 当該学問領域の発展に寄与することが期待できる研究

2 理事長裁量整備費は、教育・研究用備品を充実することにより、教育・研究活動を推進させることを目的としている。理事長(学長)は、整備費の配分を受けようとする研究科長又は学部長及び総合情報センター長からの申請により、教育・研究用備品の整備に係る事業を実施するため必要な経費について予算の範囲内で決定し配分する(交付総額4,000万円)。

3 理事長裁量経費は、共同研究に係る大学負担経費など、理事長(学長)が必要と認める研究経費等に配分される(交付総額2,000万円)。

(公立大学法人滋賀県立大学)

教員定数に関しては学長管理枠を設け、各学部等毎の定数に管理枠率(案として5%)を乗じた数を基本として、全学で調整を図ることとしている。

今後は、各学部等から抛出される学長管理枠を含めた人事計画を策定し、学科・専攻の新設、学部・学科横断的な組織等、中期計画を推進するため必要となるポストへの再配置などを検討している。

若手研究者への研究費の重点配分を実施(教授、助教授への配分額を5%減じ、助手へ配分)

(公立大学法人福岡女子大学)

法人化前より実施しているが、平成18(2006)年度は、学術研究費の15%(16(2004)年度は5%、17(2005)年度は10%)について、教員から研究テーマを公募し、研究奨励交付金を交付している。

- ・対象分野：大学の特性を生かした分野、一般研究分野、萌芽的研究
- ・審査：学内公募により申請された研究に対し、審査委員会(学長、学部長)で書類審査・本審査により優れた研究に交付を決定

その他の取組例

理事長(学長)のリーダーシップの確立及び柔軟な資源配分等に関する各種取組事例については、先に述べてきたところであるが、次の法人においては、法人化を契機として、剰余金を活用した戦略的な取組や学内組織の機能強化、さらには職員能力開発等の取組を行うことによって、理事長(学長)のリーダーシップの確立等を行っている。

【具体的な取組例】

(公立大学法人首都大学東京)

平成17年度決算とりまとめと同時に、中期計画の達成に向け、その終了年次である22年度末までを展望して、大学改革を加速するために必要な基盤強化に向けた課題と方策を定めた「大学改革を加速する新たな取組(改革加速アクション・プログラム)」を策定し、これに基づく様々な取組を進めていくこととした。

毎事業年度発生する剰余金についての活用目的及び基本的考え方を策定し、剰余金を活用した事業実施に当たっては、安定的財務運営の確保及び経営基盤の強化に配慮しつつ、喫緊の課題への対応だけでなく、将来の大学運営を展望した上での戦略的取組を推進していくこととした。

(公立大学法人北九州市立大学)

中期計画実現に向けた学内組織の機能強化として、「基盤教育センター」、「入試センター」、「キャリア支援センター」、「広報センター」等を新たに設置した。また、北九州市の外郭団体である「財団法人北九州都市協会研究部」と大学付属研究機関である「北九州産業社会研究所」を統合し、「都市政策研究所」として設置し、外部からの委託研究を積極的に受注するとともに、社会貢献と調査研究機能の強化を図り、あわせて独自収入の増加を推進している。

大学運営の基礎的部分である授業料等を含めた自主財源確保のあり方や、大学運営にかかる経営資源の効率的投入手法について総合的に検討するため、「自主財源検討委員会」を設置し、今後の安定した財政基盤の確立に向けた手法の研究を行った。

大学施設の計画的な維持改修を行い、大学運営の安定化を図るため、施設整備検討

委員会を設置し、大学施設の「長期改修計画」を策定した。

(公立大学法人滋賀県立大学)

ガバナンスの確立に向けて、常勤役員による「役員会議」の定期開催による政策協議、情報共有の場を設定(毎週火曜午前に開催)、理事長(学長)による様々な契機をとらえた全教職員向けの意見表明メールの送付、中期計画認可時における大学役員による大学改革に関する決意表明の全構成員への配布などを実施した。

理事長(学長)がリーダーシップを発揮し、迅速果敢に意思決定ができるように、教育研究面を支える学長補佐制度を検討するとともに、職員についても能力を開発し活用するため、私立大学等で開催される大学専門職員養成研修等に職員を派遣している。

2 法人としての経営の確立と活性化

(1) 予算編成プロセスの確立

法人化に伴い自主的・自律的な予算編成が可能となり、トップマネジメントを発揮することにより、全学的な視点に立った予算編成プロセス確立の取組が行われている。

予算編成プロセスの確立のための取組を実施： 12 法人

予算編成プロセスの確立のための取組を検討： 4 法人

【具体的な取組例】

(公立大学法人会津大学)

経営審議会の審議を経て理事長(学長)が決定した平成19(2007)年度予算編成方針に基づき、各予算責任者が予算案を作成し、経営審議会で審議している。知事査定後の最終予算案については、経営審議会、役員会の議を経て理事長(学長)が決定することとしている。これらの過程で、理事長(学長)が重点的に取り組むべき事業を判断し、柔軟な学内配分を行うこととしている。

(公立大学法人熊本県立大学)

理事長が決定した予算編成方針に基づいて各部局で予算要求書を作成し、その内容を斟酌しつつ、運営調整会議における学内調整、経営会議・教育研究会議の審議及び理事会の議を経て予算を決定する方法への転換を行った。なお、用途についての重点化、学部内での優先順位の明確化のため、平成19(2007)年度予算においては、「もっこすプラン2007」における重点実施事項を推進するための予算枠、学部長権限で配分する学部教育予算の枠を新設することとしている。

「もっこすプラン」とは、中期計画と平成18年度計画を一体化したものであり、

これは熊本の方言「もっこす」にちなみ、設定した目標に向かって一途に達成していくという信念を、コンセプトしたものである。

(2) 財務内容の改善

外部資金を獲得するための新たな組織の設置や法人化のメリットを活かした経費節減のための工夫など、財務内容の改善に向けた取組が行われている。

増収や経費節減のための取組を実施： 16 法人

増収や経費節減のための取組の検討： 4 法人

【具体的な取組例】

(公立大学法人横浜市立大学)

複数年契約の導入や、物品の一括購入等による経費節減を図っている。

寄付金収入の拡大に向けた取組について今後検討を行う予定である。

生涯学習講座等、講座の講習料のコンビニエンスストアでの収納が可能となった。

「研究推進センター」を設置し、研究推進コーディネータを配置（教員からの相談件数は、平成17（2005）年度：125件、18（2006）年度：90件）して、外部研究資金の獲得に向けた相談会（17（2005）、18（2006）年度各2回ずつ）を行うなど、外部資金獲得のための取組を実施した。

産業界からの技術経営相談の受付や、イノベーションジャパンへの参加、ホームページに掲載の研究者データベースの内容更新、大学主催のシンポジウムの開催（平成17（2005）年度：1回、18（2006）年12月末現在：2回）などを通じて、受託研究・共同研究に結びつける取組を行っている。

安定的な自己収入の確保を目指し、平成19（2007）年度からの授業料改定及び学部別授業料を導入する予定である。

業務運営の質の向上を図るとともに、大学（経営）改革を具体的業務の中で継続的に実践していくため、経営改革推進会議を設置した。

附属病院の会計窓口でクレジットカード・デビットカードの利用を開始したほか、コンビニエンスストアでも料金支払いを可能とした。

(公立大学法人会津大学)

増収に関する取組

- ・外部資金の獲得に向け、企業相談を数多く行うとともに、公募型研究費への積極的な応募により、前年度を超える資金を獲得している。
- ・また、平成18（2006）年度から自主的な資金運用（定期預金）を開始するとともに、大学施設の貸出基準について、従前の利用対象団体の制限（公共的団体のみ）を撤廃し、施設利用頻度と使用料の収入増加を図っている。

経費節減に関する取組

- ・業務委託について、経費の効率的な執行に努めるため、複数の維持管理業務の統合を行うとともに、来年度から複数年契約を検討している。
- ・平成18（2006）年度から、人材派遣会社から派遣されたスタッフ1名が、給与等支払い、旅費額の計算及び支払いに係るデータの入力業務等を行っている。

（公立大学法人滋賀県立大学）

従来は競争的資金の窓口は複数の部署が担っていたが、より効率的な獲得を行うため窓口の一本化を行い「地域貢献・研究推進グループ」を新設するとともに、寄附金規程を制定し体制の整備を図った。

民間資金とノウハウを生かして省エネルギー化を目的として改修し、省エネルギー化による光熱費の削減分で改修工事費等を償還し、残余を施設所有者とE S C O事業者の利益とするE S C O事業の検討を行っている。

パソコンや用紙など用品購入を一括で契約することにより、単価の抑制を図っている。

物品処分を一括で行うことで、下取りやスケールメリットにより処分費用の抑制を図っている。

大学で所有する物品の保有状況（機種や購入年度など）について、学内での情報共有化を行い、有効活用を図ることを検討している。

複数年契約が有利な契約（警備・清掃・電気設備等保守管理委託業務、研究機器及び情報機器のリース）については複数年契約を行い、経費の抑制に努めている。

（公立大学法人大分県立看護科学大学）

複数年契約への移行での経費節減など財務会計制度の弾力化を活用した。

公的研究資金を獲得し財政基盤の安定化を図るために、全教員が科学研究費補助金の申請を行うことを全学的に決定し、学内委員会を窓口として応募のための研修会や情報提供に努めている。（平成19（2007）年度：48件申請）

（参考）平成18（2006）年度における寄付金の受入件数（見込み）

3,481件（17（2005）年度：2,245件）

寄付金受入件数が増加した法人数：10法人、減少した法人数：9法人

（3）健全な財務運営のための定員・人件費管理の推進等

法人の財政基盤確立のため、定員・人件費などの抑制に関する取組が行われている。

定員及び人件費総額による人件費管理を実施：7法人

定員による人件費管理を実施：4法人

定員又は人件費総額による人件費管理を検討：7法人

【具体的な取組例】

（公立大学法人大阪府立大学）

役員報酬 2 %、役員賞与の10%、管理職手当の 5 %減額により人件費を抑制している。

期末勤勉手当の支給額 6 %減額（管理職）、4 %減額（管理職以外）により人件費を抑制している。

平成24（2012）年度までの教員配置計画を作成し、10年間で定数を25%削減することとしている。

教育研究支援の向上に資する観点から事務の効率化、簡素化に取り組み、事務職員等の適正配置に努めている。

（公立大学法人山口県立大学）

組織の効率化、適正な人事配置等を行うための「定員管理計画」を策定し、法人化決定時点（平成16（2004）年11月5日）から中期目標期間中に教員定数の6.3%を削減の行う予定である。

人件費については、「中期財政計画」を策定し、歳入の過半を占める運営費交付金の6年間の交付総額が既に設立団体の算定により決定していることを前提に、歳入においては、授業料等学生納付金の適正な料金設定による自己収入の確保を図るとともに、歳出においては教育水準の維持・向上に配慮し適切な規模の教職員配置を実現するための定員管理計画による教員数の適正な管理、さらに予算執行の弾力化・効率化、管理的業務の簡素化・合理化などによる管理的経費の抑制など、財源捻出を図り、大学の本質である教育・研究をはじめ、学生支援、地域貢献、国際交流など大学の教育研究の質の向上を図ることとしている。

（４）施設・設備マネジメントの確立

法人化に伴い全学的な視点に立った施設の有効活用など、法人経営の観点から自主的・自律的な取組が行われている。

学内スペースや施設の有効活用に関するマネージメントを確立：10法人

学内スペースや施設の有効活用に関するマネージメントの確立を検討：7法人

【具体的な取組例】

（公立大学法人札幌市立大学）

情報公開・個人情報保護、倫理・人権、FD、施設の整備に関する事項を審議するために教員6名、事務局職員1名の計7名で構成する「総務委員会」において、各学部、図書館等の施設・設備整備要望を一元的に把握し、整備計画を立案している。そ

のにより、各部署からの要望の重複が避けられ、目的・意図が明確になり、意思決定を迅速に行うことが可能となった。

(公立大学法人名古屋市立大学)

法人の固有資産等の適正かつ効率的な運用を図ることを目的として、「公立大学法人名古屋市立大学固定資産等管理規程」及び「公立大学法人名古屋市立大学不動産貸付細則」を作成するとともに、ホームページ (<http://www.nagoya-cu.ac.jp/jimu/sisetu/sisetsuriyo.html>) を利用した施設利用についての広報を実施している。平成18(2006)年度の実績(19(2007)年1月現在)として、資格試験、職員採用試験、大学入学試験等を行う施設として、15件の貸与を行った。なお、19年度の貸付についても、大学ホームページを見た上での、貸与に対する多数の問合せがある。また、広告料収入について、検討中である。

(公立大学法人滋賀県立大学)

教員研究室、実験室、共用スペース等の使用実態を把握し、各学部での状況を施設担当部門に集約した上で、一元的な管理を含めて、施設を有効に活用できるよう取り組んでいる。また、環境負荷軽減を目指して、施設を利用する全ての人が、廃棄物の排出低減、再使用、再資源化を通して省資源・省エネルギーを実現することにより、環境と共生し調和するエコキャンパスの構築に努めている。

(公立大学法人熊本県立大学)

教育・研究を行うための良好な施設設備環境を提供することを念頭に、施設設備の学内点検チームを組織し、きめ細やかな点検を実施のうえ、ユニバーサルデザイン、環境に配慮した施設設備の整備を行っていくこととしている。

経営的視点を踏まえつつ資産の効果的・効率的な活用を図るため、また、地域との連携という視点に立ち、県民の学習、交流拠点としての役割を果たすため、教育研究活動を妨げない範囲内で、利用者に相応の負担を求めつつ、学外への施設の貸し出しを行うため、「固定資産等貸付規程」を制定のうえ、積極的に貸し出しを行っている。

(5) 危機管理への対応

法人化に伴い、各法人が自らの判断と責任において活動を実施することとなるが、危機管理に対してはマニュアルの策定、損害保険制度の活用を図るなど、全学的な取組が行われている。

リスクマネジメントに関する取組を実施：12法人
リスクマネジメントに関する取組の検討：8法人

【具体的な取組例】

(公立大学法人国際教養大学)

個人情報保護については、「国際教養大学個人情報保護規程」を策定している。

「国際教養大学ハラスメントの防止等に関するガイドライン」および「国際教養大学ハラスメントの防止等に関する規程」を策定した。また、ガイドラインについては学内での掲示や学生便覧に掲載し、周知徹底を図った。

1年間の海外留学を義務付けているが、渡航先の事前情報について提供を受け、万一の際の救出、救援、捜索について専門機関の支援を得られるよう保険会社と提携している。

現在、人因災害(火災・事故・盗難・食中毒・怪我病気・死亡) 自然災害、不審者、個人情報漏洩、情報セキュリティについてのリスクマネジメント方針およびガイドラインの策定について検討している。

(公立大学法人会津大学)

法人化を契機に、民間の損害保険(財物保険、総合賠償責任保険、自動車保険)に加入した。

また、リスク管理、内部統制の基盤づくりとして、大学の使命、目標を踏まえ、役員及び職員が職務を遂行していく上での指針、基準となるべき「行動規範」を制定し、全員に周知を図った。

(公立大学法人和歌山県立医科大学)

基幹災害医療センターマニュアル及び消防計画を策定済みである。

毎年各訓練を実施・検討し、マニュアル等の見直しを行っている。

全学的な医療の安全管理体制を確立するため「医療安全推進委員会」、「医療事故調査委員会」を設置するとともに、「医療安全推進部」を置き、「安全管理者等」を配置した。

医療法施行規則第9条の23第1号に規定されたものとして指定された者(ゼネラルリスクマネジャー)を配置した。

毎年度医療安全を目的に、リスクマネジャー及び職員の安全意識の向上、医療安全文化の醸成、医療安全推進部と各部門の連携強化(インシデントレポートの有効活用と部門間の情報強化) 院内統一基準や医療安全のためのルールの徹底の4項目の重点目標とそれを具体化する10項目の活動計画を策定した。

3 社会に開かれた客観的な経営の確立

(1) 外部有識者の積極的活用

法人運営に幅広く外部の視点を活かす観点から、役員、経営審議機関、教育研究審議機関などに外部人材の積極的な採用が行われている。

学外有識者の積極的な採用を実施：21法人

【具体的な取組例】

(公立大学法人札幌市立大学)

企業等の人材を理事等に採用し、公報、産学公・地域との連携、国際交流、知的財産戦略等を担当してもらっている。外部から採用している理事としては、企業社長を人事・労務関係に、銀行頭取を予算・決算、財務会計、法人経営関係に、産業に関する財団の理事長(学長)を地域貢献、産官学連携、広報関係を担当してもらい、その専門的見地から逐次助言をもらっている。

(公立大学法人会津大学)

産学連携推進員(会津若松市より受入れ、産業振興に向けての産学官連携の推進、大学発技術の実用化、ベンチャー育成等)や地域連携協力員(喜多方市より受入れ、企業ニーズと大学シーズの情報収集、情報提供等)に学外有識者を採用している。

(2) 役員などへの外国人の採用

公立大学法人は一般地方独立行政法人であり地方公務員法の適用がなくなることに伴い、役員等への外国人の採用が可能となり、副理事長、理事への採用が行われている。具体的には、横浜市立大学ではブルース・ストロナク氏を副理事長(学長)に、国際教養大学ではグレゴリー・クラーク氏、会津大学ではニコライ N・ミレンコフ氏を理事に採用している。

(3) 情報発信の推進

法人として社会への説明責任を果たすことに加え、地域貢献などに資するため、広報活動を行うための全学的組織の設置や広報内容・方法の工夫など、情報発信機能の向上に向けた取組が行われている。

情報発信機能の向上に関する取組を実施：21法人

【具体的な取組例】

(公立大学法人国際教養大学)

携帯電話用のホームページを新設した。

教員が自治体や市民団体などからの要望に応じて各地に出向き、専門分野について講演を行う「Lネットワーク」を実施している。このLネットワークを広く紹介する

ため、教員のプロフィール、専門分野、活動実績をまとめた冊子を作成し、広く配布した。このLネットワークによる活動のほか、教育機関からの要請につき、模擬授業を積極的に実施した。

大学の活動状況等を広報するため、学報「AIU Chronicle」を発行した。

(公立大学法人横浜市立大学)

従来の受験生向け「大学案内」とは一線を画した「大学総合案内」を企業、研究機関等の方に向けて英文併記で作成している。

市政記者クラブ等を対象にして、大学の研究成果などを紹介するプレスツアー、メディアレセプションを開催し、メディアとの関係強化に努めている。

(公立大学法人会津大学)

新たに広報担当嘱託員（英語・HP作業に堪能な非常勤職員）を雇用して広報業務体制を整備した。法人化を契機として公式ホームページをリニューアルし、受験生等が利用しやすいメニュー構成、個別ページの更新・充実、法人情報の積極的掲載、音声読み上げへの配慮などのアクセシビリティの向上を図った。また、新たに「インフォメーション」コーナーを設置して公開講座などの広報に活用するとともに、「キャンパスニュース」をこれまでより頻繁に更新して新鮮度を高めるよう努めている。ホームページへのアクセス件数は、法人化前と比べ、概ね10%程度増加している。

(公立大学法人熊本県立大学)

各学部、研究科の入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）を大学案内、募集要項、各種受験雑誌等の冊子媒体や大学のホームページに掲載するほか、大学情報センターが運営する携帯電話用サイトも利用し情報発信をした。

受験希望者が思い描く学部・学科像との齟齬が生じないように、高校の進路指導担当者等を対象に、学部・学科説明会を開催し、学部・学科・専攻・コースの理念、人材育成の方針等の周知を図った。

大学ホームページについては、ホームページ時代に十分対応できるよう、対象者がアクセスしやすいよう、トップページに対象者別メニューの設置、積極的に情報発信を行うため、お知らせ情報の入力システムを導入するなど、ウェブアクセシビリティの視点到留意しつつリニューアルを実施した。

情報の内容、公表の目的・対象などの別に応じ、大学案内や学報、ホームページなどの独自広報媒体のほか、無料情報誌の活用や報道機関への資料提供など、戦略的・効果的な広報展開を図るとともに、学内施設の公開も兼ねながら、定期的に記者会見等の機会を設けた。

広報広聴活動を戦略的に行うためのシステムを整備中である。

ユニバーシティ・アイデンティティの確立や学内広報広聴体制の整備を内容とする広報広聴プランを策定検討中である。

(公立大学法人大分県立芸術文化短期大学)

ホームページの全面リニューアル及び新着情報の積極的発信を行うとともに、「法人情報」枠を開設した。

広報誌の作成に当たっては、従前は既設 4 学科の持ち回りで編集を行ってきたが、紙面の統一性・内容の充実を図るために編集長専任制を実施した。

4 柔軟な人事・会計制度の活用

(1) 弾力的で多様な人事制度の導入

法人化に伴い弾力的で多様な人事制度の導入が可能となり、各法人において任期制、年俸制、裁量労働制などの導入が行われている。

教員の任期制を導入：16 法人

教員の任期制の導入を検討：4 法人

【具体的な取組例】

(公立大学法人国際教養大学、公立大学法人首都大学東京、公立大学法人横浜市立大学、長崎県公立大学法人、公立大学法人札幌市立大学、公立大学法人秋田県立大学、公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡県立大学、公立大学法人福岡女子大学)

全教員を対象とした任期制を導入（または、平成19（2007）年度から導入予定）した。また、横浜市立大学及び秋田県立大学においては、教員のほか、大学専門職や固有職員の事務職を対象に任期制を導入している。

なお、公立大学法人首都大学東京においては、大学の安定的な運営と教育研究活動の活性化を図る観点から、准教授（現助教授）から教授へのステップアップの契機とすることを趣旨とし、部局ごとの教員評価委員会における教育・研究・社会貢献・組織運営に係る評価結果をもとに再任できる仕組みとした「ステップアップ型任期制」を導入し、一方で、特定の教育研究プロジェクトへの教員採用を行うために再任のない「プロジェクト型任期制」もあわせて整備している。

(公立大学法人岩手県立大学、公立大学法人大阪府立大学、公立大学法人北九州市立大学)

全教員を対象としていないが、外部資金により採用する教員、法人化以降採用の助手や助教など特定の職を対象に、一部の学部等で任期制を導入している。

年俸制を導入：10 法人

年俸制の導入を検討：1 法人

【具体的な取組例】

(公立大学法人国際教養大学、公立大学法人首都大学東京、公立大学法人横浜市立大学、公立大学法人秋田県立大学)

全教員を対象とした年俸制を導入した。また、国際教養大学においては、全プロパー職員に、横浜市立大学においては、教員のほか、大学専門職にも年俸制を導入している。

公立大学法人首都大学東京においては、年俸は基本給、職務給、業績給から構成し、職務・職責の差異や業績を的確かつ端的に反映する内容とした。全体の水準は国立大学等を踏まえたものとし、教員評価に基づき昇給や業績給が決定される仕組みとしている。

秋田県立大学においては、退職金相当額を給与として支給している。

(公立大学法人岩手県立大学、公立大学法人北九州市立大学、公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡県立大学、公立大学法人福岡女子大学)

外部資金によって採用する教員や任期制を導入している教員、常勤役員について年俸制を導入している。

裁量労働制を導入： 1 1 法人

裁量労働制の導入を検討： 5 法人

(2) プロパー職員の採用状況

法人化する前までは、設立団体の職員が人事異動の一環として事務局職員として配置されてきたが、法人化後は、法人・大学の未来を担う人材を確保・育成する等の理由に基づき、いわゆるプロパー職員の採用が行われている。

プロパー職員を採用： 1 3 法人

プロパー職員の採用を検討： 7 法人

(3) 新たな人事評価制度の導入

職員の業績に対する厳正な評価制度、業績に対してインセンティブを付与する制度の導入が行われている。

新たな人事評価制度を導入： 1 2 法人

新たな人事評価制度の導入を検討： 6 法人

【具体的な取組例】

（公立大学法人岩手県立大学）

各教員は、学部等の方針に基づき、教育活動、研究活動、大学運営、社会・地域貢献活動の4分野に目標・達成基準を設定し、その取組結果を自己点検・評価する。学部長等は、各教員の目標・達成基準設定や進捗状況に対しての指導助言や達成状況の評価を行う。これらにより教員のモチベーションを向上させ、諸活動の活性化と充実を図ることを目的に教員業績評価を実施している。

平成18（2006）年度より、教員業績評価における教育活動、研究活動、大学運営、社会・地域貢献活動の4分野の中で、「個人の努力」や「組織目標への貢献」も含めて、各教員が目標達成基準を設定し、その達成状況を評価する人事評価制度を導入し、昇級及び勤勉手当に反映させることとしている。

（公立大学法人秋田県立大学）

評価4領域（教育・研究・地域貢献・学内貢献）についての業績評価（教員）を実施している。各評価領域は教員の申告に基づき部局長及び教育担当理事、研究・地域貢献担当理事と調整のうえ、ウェイト付けを行い、目標達成度に基づき評価を行う。

授業評価専任担当者を設置し、教育領域の一部の評価を行っている。

事務職員については、県で実施されている業績評価（目標管理）及び能力評価による評価を参考に実施している。

（4） 兼業・兼職の許可基準の弾力化

産学連携や地域貢献に資する職員の学外活動を促進するため、兼業・兼職の許可基準の弾力化が行われている。

兼職・兼業の許可基準を弾力化：16法人

兼職・兼業の許可基準の弾力化を検討：2法人

【具体的な取組例】

（公立大学法人岩手県立大学）

地域貢献の充実の観点から、従来兼業として取り扱っていた、県内自治体の委員、団体等の役員について、職務として取り扱うこととしている。

（公立大学法人秋田県立大学）

国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人からの依頼に基づく兼業は法人・大学の行う社会貢献活動に該当するものとし、事務の簡素化という目的とも合致することから、原則承認することとした。

(公立大学法人滋賀県立大学)

地域社会での講義、講演などを行いやすくし、教職員の地域貢献活動を促進するため、1日限りの場合など、短時間の兼業については、許可ではなく、届出による従事を可能とした。

(5) 地方公共団体(設立団体)による財源措置(運営費交付金等)

各法人は、地方公共団体(設立団体)の運営費交付金、施設費補助金等により財源措置がなされており、算定ルールについては、各法人の実情等に応じて定められている。

【具体的な取組例】

(公立大学法人国際教養大学)

設立団体から、運営費交付金及びにスポット的な支出で設立団体が認めた場合に補助金の財政措置を受けている。現在大学施設整備中のため施設整備補助金を受けている。なお、運営費交付金の算定ルールは定員基準を基礎として(総支出見込み - 総収入見込み)となる。

(公立大学法人岩手県立大学)

事業費 - 自己収入 = 運営費交付金の算定式を基本として運営費交付金が措置されている。なお、施設費については、今期中期計画で予定されていない。

運営交付金算定ルール

$$\text{運営費交付金} U(y) = x \cdot x -$$

$U(y)$: 当該年度の運営費交付金

: 基準運営費(平成17(2005)年度ベース)

: 基準収入額(平成17(2005)年度ベース)

: 経営努力係数 0.985

x : 乗数($y - y_0$ 、 $y_0 = 17$)

(公立大学法人首都大学東京)

標準運営費交付金

法人の運営に係る経常的な経費に対する財源として、用途を特定せずに交付される。毎年度、効率化係数2.5%ずつ減額して交付される。

法人が自ら経営努力を行うことにより、生じた剰余金を財源として、新たな事業展開を図ることが可能となる仕組みが設けられている。法人は、こうした制度の趣旨を生かし、中長期的な視点に立った効率的な財務運営を行うこととしている。

特定運営費交付金

特定の期間に限定される事業、あるいは法人職員の退職金など年度の事情により経費が変動する事業の財源に充てるため交付される。毎年度予算要求において、所要額を精査する。

施設費補助金

法人が所有する施設整備の大規模改修に要する経費に対する財源を補助する。毎年度予算要求において、所要額を精査する。

(公立大学法人横浜市立大学)

大学の経費を「学費対象経費」と「学費対象外経費」に分け、「学費対象経費」については、私学助成相当額及び私立大学との授業料格差相当分を基準に算定し、普通運営費交付金として交付する。また、「学費対象外経費」については、市の施策として行っている地域貢献事業、施設整備費及び退職手当のうち市負担分等の必要額を運営費交付金として交付する。

法人化後間もないため、普通運営費交付金のほかに「経過措置としての運営費交付金」があるが、「自己収入の増加」や「各種経費の節減」などを通じて、平成22(2010)年度中に解消することを目指している。

(公立大学法人大阪府立大学)

「運営費交付金」及び「施設整備補助金」

運営費交付金の算定ルール

原則として、「運営費交付金」＝「支出予算」－「大学自己収入」

ただし、支出予算のうち、施設整備費補助金の対象部分を除く。

なお、職員人件費及び管理的経費（学舎の維持管理等に要する経費）については、効率化係数の対象となり、中期計画期間中において法人化当初に比して7%を削減する。

(公立大学法人北九州市立大学)

平成18(2006)年度の予算については、積み上げ方式により収支の不足分について、運営費交付金として財源措置されている。

平成19(2007)年度の予算については、運営費交付金のルールについて協議中である。

(長崎県公立大学法人)

運営費交付金＝経常経費（人件費＋物件費）－自己収入相当額＋特殊経費（退職手当＋施設整備費＋その他）

人件費及び特殊経費は、必要額を毎年度積み上げて算定

物件費は、毎年度事業費予算に一定の率（99.75%）を乗じて算定

自己収入相当額は、平成17(2005)年度予算の額をそのまま適用（定員・料金変更の場合は見直す）

(公立大学法人札幌市立大学)

運営費交付金は設立団体から提示された中期目標に基づき同法人が定めた中期計画にある予算、収支計画、資金計画に基づき、各年度ごとに札幌市の審査を受け、算定される。

(公立大学法人秋田県立大学)

中期目標・中期計画の達成のために必要と考えられる標準的な支出経費に各年度の特異要素を加算した合計額から、見込まれる標準的な収入を差し引いた額を、各年度の運営費交付金とする。

(公立大学法人会津大学)

法人の業務運営上必要な支出を賄うために、渡しきりの交付金として、運営費交付金が交付されている。

1 運営費交付金の算定区分

運営費交付金の算定ルールは以下のとおりである。

(1) A 交付金：教育研究業務及び一般管理に関する運営費交付金

- ・教育研究人件費
- ・教務関係経費
- ・研究関係経費
- ・附属施設管理運営経費
- ・法人管理運営人件費
- ・法人管理運営経費

(2) C 交付金：施設整備に関する運営費交付金

- ・大学施設整備費

2 運営費交付金の算定式

運営費交付金は以下により算出する。

(1) 教育研究業務及び一般管理に関する運営費交付金

$$A(y) = A1(y) + A2(y) - D(y)$$

A1(y): 教育・研究及び管理運営のための特定経費所要額

$$A1(y) = A1(y-1) \times$$

A2(y): 教育・研究及び管理運営のための特定経費所要額

D(y) : 学生納付金、財産収入及びその他の収入見込額

(2) 施設整備に関する運営費交付金

C(y): C 交付金は、毎年度必要額を算出する。また、その剰余金は翌年度の施設の維持等の経費に充てることとする。

なお、運営費交付金は、県予算の制約を受ける。

【諸係数】

(アルファ): 効率化係数(0.99)

(y) は当該年度、(y-1) は当該年度の前年度。

(公立大学法人福島県立医科大学)

運営費交付金制度により措置されている。

(国立大学法人に準じた算定ルールが定められている。)

(公立大学法人名古屋市立大学)

運営費交付金及び施設整備費補助金の考え方は以下のとおりである。

1. 運営費交付金 従来の運営費への運営費への一般会計繰入金に相当するもの
設立団体である市が、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額を
交付するもの。

算定された交付金が範囲内で、自主的・自立的な大学運営を行う。

[算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の算定ルールに基づき、そ
れぞれに対応する方法により算定する。

$$\text{運営費交付金} = \quad + \quad + \quad -$$

【人件費】

・役員及び教職員に係る人件費相当額

18(2006)年度 定数配分後所要額

19(2007)年度～ 経費削減分 1%

経費削減率は、自己収入充当分を除いたものを対象

【教育研究経費】【診療経費】【一般管理費】

・大学の教育研究及び病院の診療活動に係る経費、施設の維持管理費等

18(2006)年度 実績を基に積算した見込額

19(2007)～20(2008)年度 経費削減率 10%

21(2009)年度～ 経費削減率 5%

経費削減率は、物件費、補助費等の自己収入充当分を除いたものを対象

【法人化新規発生経費】

・法人化に伴い新たに発生する経費(役員報酬・システム経費等)

18(2006)年度 所要額

19(2007)年度 18年度×1/2

18(2006)・19(2007)年度のみ経過的は処置

【自己収入】

・外部研究資金を除く法人の収入

2. 施設整備費補助金 従来の整備費への一般会計繰入金等(起債含む)に相当する
もの

法人の施設整備のため、運営費交付金とは別に交付される補助金

・個々の施設整備に必要な財源(毎年度査定)

(公立大学法人滋賀県立大学)

設立団体からは運営費交付金と施設の新設や大規模修繕等に要する経費として施設
整備費補助金が措置される。

運営費交付金については、基本的には従来どおりの積み上げ方式により、（人件費 + 教育研究費 + 一般管理費 - 自主財源）という考え方で算定される。

ただし、県の財政構造改革プログラムに基づく削減が課せられている。

（公立大学法人大阪市立大学）

初年度である平成18年度の運営費交付金については、法人化前年度に市の組織として収入・支出の積算をし、差額を運営費交付金として措置された。

また、大阪市では市政改革基本方針の中で、平成17（2005）年度から22（2010）年度にかけて経常経費の 20%の削減を掲げている。このことは大学への運営費交付金についても連外ではなく、2年目以降の運営費交付金についても、初年度の金額をベースに5年間で20%の削減をすることとし、毎年度の削減率については、大阪市全体の予算編成により決定されることとなる。

（公立大学法人和歌山県立医科大学）

運営費交付金

通常分と退職金を併せて運営費交付金の交付を受けており、退職金については翌々年度の運営費交付金において精算するが、通常分は精算は行わない。通常分については、中期計画期間内は毎年度1%ずつ削減される予定である。

県貸付金

医療機器等の整備については、県からの長期借入金を予定

その他

別途大規模な施設整備等については、県からの補助金等を予定

（公立大学法人山口県立大学）

運営費交付金が財政措置されている。

中期目標期間の総額において一定の合理的範囲で経費節減を図ることを前提として算定し、6年間の総額の範囲内で法人の収支計画等を踏まえて各年度の交付額が決定される。

運営費交付金の算定ルール

「自律的・効率的な大学運営」の実現を求める観点から、中期目標期間（6年間：平成18（2006）～23（2011）年度）において、一定の合理的範囲で経費節減を図ることを前提として、運営費交付金（総額約62億円）が算定された。

設立団体による運営費交付金の算定に当たっては、地方独立行政法人法の財政措置の考え方を踏まえ、積み上げによる算定は行わず、交付金の使途は特定しないこととされた。

経費節減額（6年間）

平成17（2005）年度最終補正後の一般財源見込額 × 15%（延べ）

各年度の運営費交付金

設立団体は、6年間の運営費交付金総額の範囲内において、財政計画に基づ

き法人が算定した各年度の運営費交付金申請額を踏まえ交付決定する。

(公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡県立大学、公立大学法人福岡女子大学)
設立団体からの財政措置として、運営費交付金が措置されている。

運営費交付金算定ルール：

運営費交付金 = 普通交付金 + 特別交付金

普通交付金 = 標準的支出額 - 標準的収入額(授業料、入学金、受験手数料等)

特別交付金 = 災害復旧費や「標準的な人件費を上回る人件費」等

(公立大学法人熊本県立大学)

運営費交付金は事業費(人件費 + 物件費)から自己収入を控除して算定されている。

平成20(2008)年度以降の具体的な算定ルールについては、設立団体で検討・策定中である。

(公立大学法人大分県立看護科学大学、公立大学法人大分県立文化芸術短期大学)

運営費交付金、施設整備費

運営費交付金算定ルール

平成18(2006)年度：積み上げ方式(平成17年度ベース)

平成19(2007)年度以降：人件費 + 運営費 × 0.99 + 特殊要因
(前年度ベース)

(6) 柔軟な会計制度の導入

法人化に伴い柔軟な会計制度の導入が可能となり、各法人の工夫を活かした様々な取組が行われている。

柔軟な会計制度を導入：16法人

柔軟な会計制度の導入を検討：2法人

【具体的な取組例】

(公立大学法人札幌市立大学)

科学研究費補助金が支給されるまでの間や、物品購入等における立替払制度を創設した。

従前は札幌市の機関として各種規程等に基づき詳細まで定めがあったが、法人化に際して、例えば、物品購入業者選定のため経なければならぬ手続き(随意、見積合せ、入札等の決定)を弾力化(決定する際の設定金額の上限を引き上げ)することにより随意契約等を進めることが可能とすることや、契約書の様式の簡素化等により、

選定までの手続きの迅速化を図った。

(公立大学法人会津大学)

法人会計となったことに伴い、柔軟、迅速、効率的な予算執行が可能となっている。

- ・当初予算の一定額の執行配分を保留し、執行状況を勘案しながら、理事長（学長）の意向を反映した年度途中の新たな事業に対応できる仕組みを設けた。
- ・研究費の配分の中で理事長（学長）が配分できる枠を設けた。
- ・複数年契約、予算項目間流用の手続を迅速に実施している。
- ・一定金額以下の契約を教員が直接実施し、事務局が適正に執行することを従前から行ってきたが、相互の連携を図り事務の適正化を図るために「教員発注事務手続き制度」として明確化した。

その他の取組例

柔軟な人事・会計制度の導入に関する取組事例については、先に述べてきたが、他にも様々な取組が行われている。

【具体的な取組例】

(公立大学法人首都大学東京)

教育研究活動に一定期間従事し、優れた業績をあげている教員に対して、専門分野に関する教育研究能力の更なる向上のため、日常的な教育及び管理運営の負担を免除し、一定期間継続的に調査研究に専念することを認める「特別研究期間制度」(サバティカル)を整備し、導入に向け調整中である。

特定の重点的・戦略的研究や、教育改善、「知」のキャリア形成支援、入試の質の向上など新たな教育活動の充実強化に向け、一定期間内に成果を生み出すべき領域に適切に対応するため、プロジェクト型任用による人材採用の仕組みを構築することとした。

弾力的、機動的な対応が可能となった法人化のメリットを活かし、予算の補正を積極的に活用。執行状況を踏まえ、緊急対応すべきものや前倒しで実施するもの等に対し、効果的な予算再配分を実施した。

部局の節減努力に応じ、剰余金の一部を還元することにより、部局毎の特性に応じた各種改善の取組を支援する制度を構築した。

(公立大学法人大阪府立大学)

契約職員（週40時間又は週30時間労働）や人材派遣会社からの派遣職員を導入するなど、雇用形態の多様化を図っている。

大学独自の財務会計システム及び旅費システムを導入しているが、経理処理の実務とシステム処理がうまくマッチングしていない部分があるため、昨年度に引き続き、

システムについて、画面構成、検索機能、入力方法等を改善するとともに処理マニュアル等の充実を図り、教職員に扱いやすい、より良い運用を図るように努めている。

平成19（2007）年度から法人事務職員を採用することに伴い、新任職員研修や専門研修など職員研修計画を策定するとともに、設立団体派遣職員に対しても、大学法人固有業務に関する研修のプログラムを拡充していくことを検討している。

（公立大学法人名古屋市立大学）

事務系契約職員（任期付フルタイム職員）の雇用制度を創設した。

戦後生まれのいわゆる団塊の世代の大量退職に伴い、若手後継職員のすみやかな育成を図るために、設立団体からの職員派遣、プロパー職員の雇用等職員雇用制度の確立と業務に携わる際の研修制度の充実を図った。

法人事務局内に企業会計の知識を有する職員の配置が必要であるため、会計監査人との打合せなどを通じ、人材の育成を進めている。

（公立大学法人大阪市立大学）

法人化により会計制度が単式簿記である公会計から、複式簿記の企業会計に変更になったが、法人化初年度であり、各職員が十分に精通していないことから、随時、経営管理課が随時研修を行うとともに処理要領等の通知を行った。

（公立大学法人福岡女子大学）

教育水準の維持と人件費の削減を図るため特任教授制度を導入している。対象は、60歳以上の者で、任期は3年、必要があれば1年ずつ2回まで更新（最長5年、68歳までが対象）できるとしている。また、報酬については年俸制（基本年俸と業績年俸の2本立て）であり、業績年俸は基本年俸の1/12の額の3ヵ月分を基準に理事長（学長）が定めることとしている。年収で見ると、通常教員の約60%程度となる。また、教授会、委員会、部会の構成員とはならず、教育研究に専念できる環境を用意している。

5 教育・研究の活性化に向けた取組

（1）教育内容、教育方法等の改善

単位上限制、GPAの導入、学生による授業評価、FDなどを活用した授業の質を高めるための組織的な取組が図られている。

単位上限制（CAP制）を導入：7法人
CAP制の導入を検討：2法人

厳格な成績評価制度（GPA制度）を導入：7法人

G P A制度の導入を検討：5 法人

学生による授業評価を実施：2 2 法人

ファカルティ・ディベロップメント（F D）を実施：2 1 法人
F Dの実施を検討：1 法人

【具体的な取組例】

（公立大学法人国際教養大学）

学生による授業評価は、各セメスターの終了時に、すべての授業を対象に行われている。評価項目は、シラバス、宿題やレポート、授業内容やティーチングスキル、取組姿勢と成績評価となっている。各担当教員にその結果をフィードバックし、授業改善等の指針としている。今後は、授業評価も教員の業績評価に反映させていく予定である。

F D / S D委員会設置要綱を定め、委員会を設置した。

平成18（2006）年度は、同委員会主催により以下のF Dセミナーを実施した。

AIU's Liberal Arts Educations（AIUにおける教養教育について）

Viewing Support for Student from Different Perspective（学生支援の在り方について、アカデミックアドバイジング及びカウンセリングの視点から多角的に考えてみる）

Professionalizing AIU Syllabi（A I Uのシラバスの高度化について考える）

上記委員会による主催のF Dセミナーのほか、課程ごとにミーティングを開催し、教育内容等に係る情報等の共有を図った。

他大学で開催されたF Dにかかるシンポジウム等外部研修会に参加させている。

自大学でF D事業を行っているが、教授法の向上など、自大学で研修するには限界もあり、他大学の外部講師の招聘あるいは他大学（日本を含め、外国の機関）への研修派遣も含め、その多角化・重層化を図るための検討を開始している。

（公立大学法人横浜市立大学）

学生による授業評価アンケートについて、平成18（2006）年度においては前期に国際総合科学部及び医学部共通の教養科目の一部で実施し、後期は国際総合科学部、医学部及び国際総合科学研究科、医学研究科の授業科目を対象として実施する予定である。

F Dの平成18（2006）年度の実施状況については、2月に1泊2日の予定で医学科並びに医学研究科のF Dを実施し、全学の管理職の職員が、これに参加する。教員と共に大学が抱える課題について議論することにより、次年度以降のF D支援の方策を検討する予定である。

その他の取組例

教育内容、教育方法等の改善については、単位上限制、GPAの導入、学生による授業評価、FDの他にも、次のような授業の質を高めるための組織的な取組が行われている。

【具体的な取組例】

(公立大学法人首都大学東京)

首都大学東京

平成17(2005)年度の剰余金を活用して、教育改善や入試の質の向上等教育活動の充実強化を推進するための人材(任期付き、再任なし)を、既存の教員人件費枠とは別枠で採用することとし、19(2007)年度の採用開始に向け、検討を進めた。

教育機能の強化を図るため、特徴ある教育プログラム開発にかかる研究について、傾斜的研究費の重点配分を行った。

産業技術大学院大学

外部委員で構成される運営諮問会議による各授業科目の評価、改善提案等、産業界の視点から、同大学教育に対する提言を受けている。今後、同大学教員と運営諮問会議委員との意見交換(平成19(2007)年2月実施予定)等も行い、授業改善等を行っていく。

教育機能の強化を図るため、PBL(Problem Based Learning)の教育に資する研究について、傾斜的研究費の重点配分を行った。

(公立大学法人横浜市立大学)

全学部の学生が同一カリキュラムで学ぶ共通教養教育(1年次)を実施した。

セメスターの導入により、留学を希望する学生が留学しやすい環境を整備した。

学生の自習活動への支援のため、福浦キャンパスに英語学習のEラーニングを導入した。

TA制度の充実にあわせ、出席確認などの教育補助業務を担当する「学生アシスタント制度」を創設した。

学生の履修及び学習相談の強化・充実を図るため、履修申請時に教員による履修相談を行った。

「キャリア形成との関連性」を追加するなど、講義要項の見直し・充実を行った。

事務組織に「FD支援担当」を置き、これまでの学生支援に加え、教員の教育支援体制の構築に着手した。

(公立大学法人大阪府立大学)

高校で生物や物理を履修していない学生がそれを必修としている学部に入学者から、接続教育という観点から、18(2005)年度は、前期に高校を退職された教員を非常勤講師に採用し、理系1年次生を対象として生物及び物理の補習授業を実

施し、また、後期には高大連携の一環として高校の現役教員による生物及び物理の講座（全学生を対象）を開講した。一定の成果があったが、受講者数が講義最終日まで相当数減少するなどの課題も残したことから、今後、開講の時間、時間割上の工夫等について検討を行っていく。

（２）学生支援の充実

大学独自の奨学金制度や授業料減免制度の導入、学習指導や就職支援、キャリア教育等の充実に関する取組が行われている。

大学独自の奨学金制度や成績優秀者の授業料減免制度を導入：22法人

【具体的な取組例】

（公立大学法人国際教養大学）

海外留学時に、成績が優秀な学生（留学時許可申請直近のGPAが3.8以上）に対して、「留学時奨学金（返還の必要なし）」として10万円の給付を行う。

経済的に授業料の納付が困難な学生に対しては、授業料の減免措置を実施している。

学生が国際会議や各種研究発表会、あるいは多くの大学生が集まる交流研修会等に参加する場合、所定の条件（当該会議や研修会等が学生本人あるいは同大学にとって有益であると認められるもの）を満たしていれば、当該会議・研修会等に参加するための旅費の一部給付する「アンバサダー奨励金」を設けている。

（公立大学法人首都大学東京）

以下の他、法人独自の奨学金制度について、創設に向け具体的な検討を進めている。
首都大学東京

経済的理由等により授業料の支払いが困難な学生や成績優秀な私費留学生を対象に、授業料の減額又は免除の制度を設けている。また、学生の学習意欲の向上及び教育研究の活性化を図るため、学習、研究等で顕著な成績を修めた学生を学長が表彰し、併せて授業料を免除することにより、一層の努力を奨励することを目的とした「成績優秀者表彰制度」を創設し、初年度の平成18（2006）年度は26名の学生を表彰した。

産業技術大学院大学

経済的理由により授業料の支払いが困難な学生で、一定以上の成績を修めた学生を対象として、授業料の減額又は免除の制度を設けている。また、学生の学習意欲の向上及び教育研究の活性化を図るため、各期ごとに成績優秀者の授業料を減免することにより、一層の努力を奨励することを目的とした「成績優秀者授業料減免制度」を創設し、初年度の平成18（2006）年度は3名の学生の後期分授業料を減免した。

(公立大学法人秋田県立大学)

入学者選抜試験成績や学業成績が優秀で他の学生の模範となる者を特待生とし、返済義務のない奨学金（年間授業料相当額）を支給する制度を平成18（2006）年度後期から導入した。なお、平成18（2006）年度後期は、在学生から成績優秀者合計40名（学部30名、大学院10名）を特待生として決定した。平成19（2007）年度以降は、在学生に加えて、入学者選抜試験の成績等により特待生（入学者選抜試験入学生）を選考することとしており、その学生は、一定以上の成績を維持することを条件に、4年間奨学金を支給することとしている。

(公立大学法人和歌山県立医科大学)

和歌山県立医科大学卒業後、同大学において、臨床研修又は看護師として就業する意思のある学生を対象に、毎年度（12ヶ月間）月額10万円（無利子）を上限として修学奨学金を貸与する「和歌山県立医科大学修学奨学金」を整備した。

学習指導や就職支援、キャリア教育等の充実に関する積極的な取組を実施：19 法人

【具体的な取組例】

(公立大学法人国際教養大学)

アカデミック・アドバイザー教員を配置（教員1人あたり約10名の学生を担当）し、学生の履修や課程選択などの相談に応じる体制をとっている。

留学アドバイザーを学生の専門分野や留学先地域により配置し、留学前・留学中の相談に応じ、履修指導などを行っている。現在6名で、次年度増員予定である。

「キャリア開発室」を設置、専門性を有する職員を配置し、就職に関する相談に応じるほか、就職先の開拓に努めている。

インターンシップを必修科目として開設しているほか、キャリアデザインに関する科目も開講、各界で活躍している方を講師として招聘している。

キャンパス内に学生寮（1年次は在寮義務あり）、学生アパート（2年次以降の学生向け）を設置しているほか、留学から帰国した学生の住居探し等での負担を軽減するために、約300人収容の宿舎を建設中である。

学生の通学・生活の利便性を考慮し、大学の経費一部負担により路線バス（最寄駅及びショッピングモールと大学間の2路線）を開設した。

専任のカウンセラーを配置し、学生からの学業及び生活面の相談に対応している。

(公立大学法人北九州市立大学)

平成18（2006）年度に専任教員を採用して「キャリアセンター」を設置し、次のような活動を行った。

- ・1年次対象の正課授業「キャリアデザイン」を開講
- ・「現役社会人リレー講座」等専任教員が中心となって企画、立案する新規事業の実施
- ・外部の専門家によるキャリアカウンセリングを毎週実施

- ・通常の学外インターンシップに加え、学内行事に学生を参画させる学内インターンシップを新規に企画し、実施
- ・低学年からキャリアセンター事業に学生を参画させる学内プロジェクトを実施
- ・関東地区への就職活動支援を開始
経済学部でインターンシップ単位認定を検討中である（平成21（2009）年度～）。留学生向け就職指導ガイダンスを実施した。

企業や学外研究機関などの指導を受けながら、実習・研修・研究を行うことにより、体験を通して職業意識を向上させ、学業と実務の関連性と自己適正の把握を行うことを目的に、大学院国際環境工学研究科博士前期課程の共通科目として学外特別研修（インターンシップ）を実施している。なお、成績評価については、学生による実践報告と派遣先からの指導状況報告をもとに行っている。

（公立大学法人会津大学）

学習指導に関するもの

- ・成績不振学生等に対する早期発見・早期ケア対策を実施し、学習、学生生活に対する助言、指導により適正にあった進路指導を行っている。

就職支援等に関するもの

- ・大学独自の就職ガイドブックの充実を図っている。
- ・学内合同企業説明会を引き続き開催している。
- ・就職活動に関する基本的知識やノウハウを提供する進路ガイダンスを開催している。
- ・働くことの意味や就業適正等について低年齢から考えさせるキャリアプランニング講座を開催している。
- ・キャリアカウンセラーによる就職に関するカウンセリングや模擬面接などを行っている。
- ・インターンシップ説明会を開催し、学生にインターンシップへの参加を促している。
- ・教員対象の就職支援説明会を開催している。
- ・学生と教員による地元企業訪問を実施している。

その他の取組例

学生支援に当たっては、大学独自の奨学金制度や授業料減免制度の導入、学習指導や就職支援、キャリア教育等の充実に関する取組の他にも、次のような組織的な取組が行われている。

【具体的な取組例】

（公立大学法人岩手県立大学）

学生支援を行うために次のような取組を実施している。

- ・「学生表彰制度」

- ・学生と大学との定期的な対話
- ・「健康管理センター」と「学生相談室」の一体化
- ・「外国人留学生チューター制度」及び「アドバイザー制度」
- ・自家用車通学者を対象に交通安全講習
- ・学生に対する犯罪情報の周知、地域や警察との連携
- ・キャリア形成支援事業としてキャリアプランニングセミナーを開催
- ・就職支援センター内の整備（就職情報に加え、資格取得関連コーナーや公務員関連コーナー等各項目ごとに仕分け）
- ・卒業生からのメッセージコーナーの設置
- ・就職意識向上を図るための就職ガイダンスを開催
- ・東京・仙台・盛岡にて就職説明会を開催（学生紹介及び学生の研究発表）
- ・学内での公務員試験対策講座の開講及び模擬試験の斡旋
- ・学内での看護師、保健師国家試験対策講座の開講
- ・合同企業説明会の開催（年5回）
- ・業界研究セミナーの実施
- ・就職指導担当教員への研修会

（公立大学法人首都大学東京）

学生一人ひとりに応じたキャリア形成や就職活動を支援し、学生生活を総合的にサポートすることを目的として設置した「学生サポートセンター」では、学生の個別相談の機会を増やすため、セミナーや、説明会での周知を図っている。

首都大学東京

各学部の特性に応じて、オフィスアワーの設定、学生ごとの担任制の導入、ホームルームの実施等、学修に関するきめ細やかな指導・支援を行っている。

産業技術大学院大学

各専任教員が「オフィスアワー」を実施し、授業期間中の所定の時間帯に、研究室で履修や授業内容などについて、質問・相談を受け付けている。

（公立大学法人北九州市立大学）

生活相談・メンタルケア等

- ・事務局に健康総括主幹を新設し、学生に対する相談体制を構築
- ・学生課職員に対するメンタルケア研修会実施
- ・学生の自宅訪問や保護者面接、医療機関連絡
- ・学科長等との協力による学生への個別指導
- ・その他学生の健康管理に関する指導、啓発等の実施（定期健康診断結果配布、アルコールパッチテストのグループ指導、教職員メンタルヘルス研修会の開催、骨粗しょう症検診実施、スポーツフェスタにおける健康啓発の実施 等）

人権啓発・救急対応・防犯等

- ・新入生オリエンテーション時における人権啓発や防犯講演等の実施
- ・学生への注意喚起（海外政変、悪徳商法、飲酒運転対策等）

- ・ A E D (自動体外式除細動器)・普通救命講習実施
 - ・ 学生向けセクハラ研修会実施
- サークル活動等支援
- ・ 学生団体との協議会実施
 - ・ 実績あるサークル等への学内外への P R
 - ・ 全学生教職員を対象としたスポーツフェスタの開催
 - ・ ボランティア系サークルを中心とした連絡協議会を実施
 - ・ 大学祭支援 (60周年イベント等の実施)
 - ・ 学長表彰の新設 等

(公立大学法人秋田県立大学)

学生のいろいろな悩みや相談に応じる臨床心理士を大学職員として採用し、学生相談の充実を図った。(従来は、非常勤の臨床心理士で対応していたため、週1日の相談日しかなかった。)

(3) 研究活動の充実

柔軟な組織編制を可能とする法人化のメリットを活かした研究支援のための全学組織の新設や研究費に関するインセンティブ制度の制定など、研究の活性化に向けた取組が行われている。

研究活動の活性化を図るための取組を実施：21法人

【具体的な取組例】

(公立大学法人横浜市立大学)

大学改革・法人化により、研究は、原則外部資金を獲得して行う方針となった。その中で、内部資金による研究費については、競争的研究費として1億5千万円を確保し、研究戦略プロジェクト事業を推進するとともに、従来の個人研究費については、質の高い学生教育を实践するための研究活動に要する研究費として教育研究費を創設し、一律30万円の定額基礎分並びに、付加交付分として最高額を50万円に設定し、必要額をプライオリティをつけて配付している。また、外部研究費の積極的な獲得に向けて、研究戦略プロジェクト事業により、教員間の共同研究を推進するとともに、研究拠点(COE)の確立を目指し、さらに、研究推進センターに研究推進コーディネーター(学務教授)を配置し、外部研究資金の獲得に向けた相談会などの取り組みを行っている。さらに、教育研究費は、外部資金の申請を条件として交付することを中期計画に定め、外部資金獲得の推進を図っている。

(公立大学法人札幌市立大学)

学内の企画委員会内に、研究及び地域・産官学連携に関する内容を扱うための「研究・連携専門部会」を設置した。

デザイン学部と看護学部の学内共同研究を推進するため、学内の研究者がお互いの研究領域を理解するための研究交流会を実施した。

理事長(学長)の裁量により、重点的に取り組むべき研究に厚く配分する「学術奨励研究費」を創設し、公募・評価により配分している。

学部間及び学部内で共同研究を公募し、評価により共同研究費を配分している。

(公立大学法人会津大学)

競争的研究費の中で、従来の知的財産枠に替え、新たに中長期計画枠を創設するとともに、研究費の配分の中で理事長(学長)が戦略的に配分できる枠(戦略的研究費)を設け、特に表彰に値する功績を成した者へ研究費の配分を実施した。

各教員の研究成果を広く周知して、研究活動のより一層の活性化を図ることが必要であることから、競争的研究費や外部資金(県教育振興財団)の採択を得て研究を実施した場合、その成果を広く学内で共有するためのプレゼンテーションの場を設ける予定である。

平易な表現と概念図を駆使し、実用化の可能性にも触れたシーズ集を作成し、ホームページでPRするとともに、印刷物で各団体に配付している。今後、内容の更新や新規シーズの追加など充実を図る予定である。

(公立大学法人大阪市立大学)

研究の基本方針を実現するため、独創性に富んだ基礎研究及び応用研究を、大学の特色となる基幹的な研究へと育てるための支援体制を構築するため、「研究推進本部」を設置している。同本部において、研究戦略の策定に関する事項、特別研究に関する事項、その他研究に関する事項及びその基本方針について、審議及び決定し具体的な方策を実施している。また、同本部において、競争的資金の申請及び研究計画報告の作成作業にかかるアシスト機能の整備など、研究活動の活性化に関する検討を行っている。

6 地域貢献、産学連携の促進

大学の教育研究成果の普及・活用を行うための組織の設置や自治体・地元企業等との包括協定の締結など、地域貢献、産学連携に関する積極的な取組が行われている。

地域貢献・産学連携に関する積極的な取組を実施：22法人

【具体的な取組例】

(公立大学法人国際教養大学)

「起業家リーダーシップ研究育成センター (C E L S)」を設置し、各界の第一線で活躍する実業家や研究者による特別講座を開講することで、地域住民との接点を提供し、地元経済の活性化に寄与している。

「言語独自学習センター (C I L L)」を開設し、同大学専任教員及び嘱託職員により英語を学ぶ機会を提供している。

「地域環境研究センター (C R E S I)」に同大学専任教員及び事務を担当する補助職員を配置し、地方自治体等との各種プロジェクトを実施している。

大学の機能や資源を最大限活用し、現代社会が抱える多様な問題の解決に応え、地域社会や国際社会に貢献することを方針とし、貢献活動に積極的に取り組んでいる。(事務局担当職員が業務の一部としてコーディネート)

具体的には、

- ・ 上記 C E L S、C I L L、C R E S I による活動
- ・ 公開講座の開催
- ・ 県内教育現場への留学生や外国人教員を派遣、講演会や異文化社会のふれあいの場の提供
- ・ 県や自治体等が設置する各種への委員の就任、提言や講演の実施
- ・ 秋田県教育庁からの依頼により、夏季休暇中に中・高校の英語教員へ短期間の英語教授法にかかる研修を実施
- ・ 大学コンソーシアムあきた主催の高大連携授業や連携公開講座へ参加し、他大学との連携事業を展開
- ・ 図書館の一般への開放
- ・ 同大学教員が、自治体や教育機関等の要望に応じて各地に出向き、自身の専門分野等に係る講演活動を行っている (「 L ネットワーク」)。また、L ネットワークについての冊子を作成・配布し、教員のプロフィールや専門分野、活動実績について紹介した。

(公立大学法人岩手県立大学)

県内金融機関、大学、研究機関等で組織する「いわて産学連携推進協議会 (リエゾン - I)」に参加し、県内企業等との産学連携、マッチング支援を進めている。

全学プロジェクト研究や個別研究の成果を研究会等で発表するとともに、研究成果を県内外の展覧会などに出展している。

紫波町と包括連携協定を締結し、I T 分野や行政への住民参加分野を中心とした連携事業を実施している。

県民との直接的な交流を行いながら、地域貢献の強化と教育・研究機能の向上を図り、地域の大学としての存在価値を高めていくことを目的として、盛岡市中心部にサテライトキャンパス「岩手県立大学アイーナキャンパス」を平成18年4月に設置し、社会人教育、生涯学習の支援、ソーシャルサービス、地域協働・産学連携活動の支援、情報発信等の活動を行うこととしている。

地域の企業、N P O、自治体等から地域 (企業) 課題についてテーマを公募し、大

学研究費で実施する公募型課題研究の取り組みをスタートさせた。

(公立大学法人首都大学東京)

広域多摩を中心に、大学が核となり、大学・行政・企業等の連携を通して、教育をキーワードとした調査・研究開発・情報提供・地域活性化等を実践するために設置された「社団法人 学術・文化・産業ネットワーク多摩」へ参加(正会員:37大学、11市、21企業・団体(平成18(2006)年3月30日現在))している。また、八王子市域23大学等と八王子市で構成される、学園都市づくりに関する共通課題について調査・研究する「八王子学園都市連絡会」へ参加。各団体の実施する事業(公開講座等)を通じ、多摩地域を中心とした地域連携・社会貢献へ寄与している。

産業技術大学院大学では、専門職大学院として産業界との連携を進めるため、産業界のニーズに対応したカリキュラム(講座)の提供、共同研究等を実施する場として、オープンインスティテュート(OPI)を設置している。現在、アップトゥデートな問題になっている組込み技術や、ものづくりへのデザイン活用を目的としたデザイン人材育成事業を実施(東京都との連携講座)しているほか、大学が提供するソリューションサービスの発信、各種展示会への出展による情報交流などを実施している。

(公立大学法人会津大学)

地域貢献に関するもの

- ・高大連携について、会津大学と福島県立会津学鳳高校(中高一貫教育校)との間で、高大連携に関する協定を年度内に締結する。高大連携の内容は、同大学教員の高校への講師派遣、高校生の大学の授業科目への受け入れ、施設の開放、教育・研究についての情報交換及び交流等である。会津学鳳中学校についても高校に準じて連携する。

産学連携に関するもの

- ・平成18(2006)年4月に学術及び産業振興並びに人材育成の分野で一層の連携・協力を進めるため、会津若松市と「地域連携協力協定」を締結し、産学連携推進員を受け入れている。同様に、平成18(2006)年5月より喜多方市から地域連携協力員を受け入れている。
- ・平成18(2006)年7月に農業等の産業分野での活用を図っていくため、独立行政法人海洋研究開発機構と「地球シミュレータに関する基本協定」を締結した。
- ・平成18(2006)年9月に福島県のIT産業の活性化に向けて連携し、IT技術者の育成及びビジネスの集積をしていくため、マイクロソフト、エフコムと基本協定を締結した。
- ・平成18(2006)年9月に相互に協力して大学の研究成果等を地域社会に一層円滑に還元するため、商工中金福島支店と協定を締結した。
- ・平成18(2006)年10月に会津大学シーズ集を作成し、公開した(同大学と産業界などとの連携をより一層推進していくため、同大学研究者の研究内容を広く一般に照会するもの)。

(公立大学法人名古屋市立大学)

公立大学法人への移行を契機に、平成16年8月から実施している特許権の機関帰属を中心とした産学官連携・知的財産制度について、ポリシー、規程等の制定・改正を図った。

産学官・地域連携推進センターを設置し、ホームページやデータベースの充実、産学交流フェア等への参加により、大学の持つ知的資産を広く公開するとともに、共同研究や受託研究等を推進している。

特許庁や知的財産統括アドバイザー制度を活用して、産学官・地域連携推進センターの充実を図っている。

日本政策投資銀行と連携し、シンポジウムの共同開催や共同研究の推進を行っている。

機関帰属する特許について基準を明確化することや、外部専門職(TLO、JSTや、専門家(弁護士、弁理士等))の活用、さらに、帰属判定等の諸手続の迅速化を図るなどの取り組みを行っている。

(公立大学法人和歌山県立医科大学)

理事会直轄組織として、企業・官庁との共同研究、受託研究等の産官学にまたがる教育・研究を積極的に推進するため、「産官学連携推進本部」を設置した。同本部に、民間との研究協力、技術相談を推進し、県民の健康増進と地域産業・観光振興の発展に貢献することを目的とした「健康増進・癒しの科学センター」及び先進医療の開発及び普及、細胞・遺伝子治療に関する研究を行う「推進医療開発センター」を置き、それぞれ各種調査・研究等を実施している。

(公立大学法人熊本県立大学)

地域との連携

平成18(2006)年度に「包括協定制度」を整備し、協定を交わした自治体・企業等との連携のもと、地域における活動や調査・研究などの様々な分野において相互に協力するとともに、学生が現場に学ぶ取組を実施している。

・地域課題の調査

熊本県阿蘇郡小国町との協定に基づいて、学生が小国町において活動を実施している。平成18(2006)年9月及び12月には、学生が小国町を訪問し、小国町役場や住民の方からまちづくりに関するヒアリングや、町が実施している地域通貨(Web通貨)の取組に関する調査を行った。

・生態環境の再生に向けたプロジェクトの実施

富士電機システムズ株式会社(東京・熊本県玉名郡南関町進出企業)との協定に基づく支援を受け、熊本県山鹿市平小城地区において、川にホタルを呼び戻すための「ホタル再生プロジェクト」を行っている。平成18年11月には、教員・学生と地域の方々が河川調査を実施している。本調査では、地区ごとに川底にいる水生生物の調査や水質試験のための採水などを行った。今後、調査結果を取りまとめてホタル再生に向けた提言を行う予定である。

- ・地域づくりと里山再生の取組

熊本県玉名郡和水町において地元協議会を中心に行われる里地里山再生活動に、大学・富士電機システムズ株式会社・和水町が協定に基づき支援を行っている。本プロジェクトでは、里山をフィールドにしたワークショップを実施している。学生が里山の自然に触れながら、地域の方々と共に地域づくり・里山の再生に取り組んでいくこととしている。

(参考)平成18(2006)年度における共同研究、受託研究の件数(見込み)

- ・共同研究

527件(17(2005)年度:458件)

共同研究数が増加した法人数:15法人、減少した法人数:5法人

- ・受託研究

649件(17(2005)年度:528件)

受託研究数が増加した法人数:13法人、減少した法人数:4法人

7 国際化への取組

海外の大学との学術交流協定締結の促進、留学生受入支援の充実など、国際化への取組が行われている。

【具体的な取組例】

(公立大学法人国際教養大学)

海外の大学との学術交流協定の締結(22ヵ国・地域51大学と連携)している。

多様な異文化と交流が出来る国際的なキャンパスライフを提供するため、教員の半数以上を外国籍の教員で確保している。

学生に1年間の留学を義務付け、海外の提携校で取得した単位を認定している。

米国の大学とデュアル・ディグリーの実現可能性について検討中である。

海外の提携校から交換留学生を Semester(学期)単位で受け入れ、日本人学生と共に授業に参加させている。留学生は日本人学生と同じ学生寮で生活し、互いに異文化交流をおこなう環境を整えている。

海外の日本語学習者を対象に、秋田の地方文化に触れつつ、日本語運用能力を向上させ、日本についての理解を深めてもらうことを目的として、毎年7月初旬から8月初旬の約1ヶ月間にわたって実施されるサマープログラムを実施している。

海外(台湾)の大学からの委託により、当該大学の学生を受け入れ、日本語・日本文化研修事業を実施している。

(公立大学法人首都大学東京)

設立団体である東京都の支援を受けて、「アジア大都市ネットワーク21」参加都市の大学と大都市共通の課題について共同研究を行うとともに、大学間学術交流協定の締結を進めている。

アジア諸都市のものづくり産業の発展と技術向上に貢献するため、アジア諸都市の若手技術者を研修生として受け入れる事業を、設立団体である東京都と協力して実施している。

卒業後も大学と様々な形での交流が継続するよう留学生ネットワークの構築の検討を開始した。

(公立大学法人会津大学)

国際戦略本部を中心として全学体制で国際交流活動を行っている。

(具体的取組)

- ・交流協定の締結により海外との交流ネットワークの充実を図っている。現在の協定数は22となっている。
- ・これらのネットワークを活用しながら、新たに創設した「留学生受入支援制度()」及び「海外研修派遣支援制度」により学生交流を活性化する。

目的：海外の優秀な学生の留学を支援することで、世界と会津地域との交流を深め、地域の活性化、人材の交流を図るとともに大学の国際競争力を高めること

概要：奨学金の支給(5万円/月)及び学費(入学料及び授業料)の免除

- ・現時点までにロースハルマン工科大学に約2週間5名派遣、今後2~3か月間3名程度派遣を予定している。また、プサン大学とのオンライン署名検定やウメオ大学との医療分野での共同研究など多様な研究交流も推進している。

国際交流関連情報、学生海外研修情報等をホームページや報道機関への情報提供等により積極的に広報している。

また、会津大学外国人留学生後援会と連携して「インターナショナルトーク」を新たに開催した。第1回は6月に開催し、4大、短大の学生、会津若松国際交流協会、教職員が参加、第2回は8月に開催した。また、外国人留学生・教員等と地域の方々との交流会を昨年度に引き続き実施する予定である。

(公立大学法人大阪市立大学)

文学研究科においてCOE拠点としてロンドン大学(イギリス)、ガジヤマダ大学、インドネシア国立芸術大学(共にインドネシア)、チュラロンコン大学(タイ)、ハンブルク大学(ドイツ)、華東師範大学、中国社会科学院歴史研究所(共に中国)にサブセンターを設置している。

(公立大学法人九州歯科大学)

国際的な学術、臨床、教育の交流及び途上国の歯科保健医療開発等を推進することを目的として「国際交流協力室」を設置している。平成18年4月の法人化とともに、

中期目標の柱に「社会貢献」を掲げ、その中で「発展途上国に対しての歯科医療技術援助」を実施計画の一つとしている。

アジア（特にネパール）では歯科口腔教育、フッ素洗口の展開、小学生の母親に対する歯科保健教育、12歳児検診・予防充填などの事業を、NPO法人の技術協力を得て実施している。

日本口唇口蓋裂協会の活動として、平成11（1999）年からチュニジア共和国で、口唇・口蓋裂患者の医療援助を行っており、この事業に同大学が参加している。